

## 令和6年第1回教育委員会定例会日程

1 日 時 令和6年1月25日(木)午後2時

2 場 所 朝霞市役所 第1委員会室

3 出席者

教育委員会	教育長	二見隆久
教育委員会	教育長職務代理者	平木倫子
教育委員会	委員	高橋松久
教育委員会	委員	森島史枝
教育委員会	委員	上野正道

4 説明のための出席者

学校教育部長	野口邦彦
生涯学習部長	神頭勇
学校教育部次長兼教育総務課長	関口豊樹
生涯学習部次長兼生涯学習・スポーツ課長	堀川政昭
生涯学習部次長兼図書館長	菊島隆一
教育管理課長	小石川知治
教育指導課長	松本欣巳
学校給食課長	長谷修子
文化財課長	赤澤由美子
中央公民館長	又賀俊一

5 議事日程

- (1) 開 会 宣 言
- (2) 会議録署名委員の指名
- (3) 会議録の承認・訂正
- (4) 教育長月間行事の承認
- (5) 教育長の報告
- (6) 議案の審議
- (7) そ の 他
- (8) 閉 会 宣 言

別紙のとおり  
別紙のとおり

(別紙)

◎ 教育長報告事項

- ① 令和5年第4回朝霞市議会定例会における教育関係一般質問の概要について
- ② いじめに関する調査結果について  
(当日配付)
- ③ 令和5年度「いじめ防止に向けた取組」実施報告書まとめについて
- ④ 令和6年度埼玉県学力・学習状況調査について
- ⑤ 令和6年度全国学力・学習状況調査について
- ⑥ 令和5年度朝霞市ふれあい推進事業について
- ⑦ 関東大会・全国大会出場者の市長表敬訪問について
- ⑧ 令和5年度第2回朝霞市社会教育委員会議について
- ⑨ 令和6年朝霞市成人の日記念式典について

◎ 提出議案

- 議案第5号 朝霞市学校給食運営審議会委員の委嘱について
- 議案第6号 朝霞市社会教育委員の委嘱について
- 議案第7号 朝霞市博物館協議会委員の任命について
- 議案第8号 朝霞市公民館運営審議会委員の委嘱について
- 議案第9号 朝霞市立図書館協議会委員の任命について
- 議案第10号 「朝霞市立中学校における部活動の方針」の一部改定について
- 議案第11号 朝霞市教育委員会職員の仕事に関する事について  
(当日配付)
- 議案第12号 朝霞市教育委員会職員の仕事に関する事について  
(当日配付)
- 議案第13号 朝霞市教育委員会職員の仕事に関する事について  
(当日配付)
- 議案第14号 教職員の仕事の内申について  
(当日配付)

## 教育長月間行事(令和5年12月) 実績

日	曜	時 間	行 事 等
1	金	11:15	時年休(5時間)
3	日	9:00	第68回市民総合体育大会 柔道の部
5	火	17:00	市長を囲む意見交換会に伴う懇親会
7	木	11:15	時年休(5時間)
13	水	16:15	時年休(1時間)
17	日	9:00	第68回市民総合体育大会縄跳大会

※ この月間行事には、教育長の時間外及び市外への勤務並びに休暇を記載しています。

## 教育長月間行事(令和6年2月) 予定

日	曜	時 間	行 事 等
16	金	14:00	南部教育長会議・教育長協議会

※ この月間行事には、教育長の時間外及び市外への勤務並びに休暇を記載しています。

## 教育長報告事項

## 令和5年第4回朝霞市議会定例会における教育関係一般質問の概要について

令和5年第4回市議会定例会における教育関係一般質問及びその答弁の概要を次のとおり報告します。

**質問者：** 石川 啓子議員（日本共産党）

**質問：** 新型コロナウイルス、物価高騰による市民生活への影響について

（1）取組の状況と今後について

【一問一答方式】

**主な質問及び答弁（要旨）**

**質問①**

4月以降、どのような保護者負担軽減策を行ってきたか、また、その軽減策を行った理由を確認したい。

**答弁①**

今年度、物価高騰の中、給食の食材も影響があるということから、現在の給食を維持するために食材費改定ということで、給食費の改定を行わせてもらいました。今年度は改定分を市で負担し、またそれ以外に、3人目以降の給食費を無償にする取組、さらに10月から3月まで六ヶ月間、国の交付金を使い、給食費を半額にするということで保護者への負担軽減をしてまいりました。給食費を改定させていただきましたが、保護者の経済的負担も増えていることから、改定分について市で負担することをしております。

**質問②**

今実施している保護者負担軽減は、来年3月までのものしか決まっていないが、今の状況が来年4月以降も改善するような見通しは全くない。引き続き軽減策を実施するべきだと思うが、その点どうか。

**答弁②**

物価高騰が現在も続いて大変厳しい状況にあると考えております。経済動向をしながら、来年度、引き続き保護者の経済的負担軽減策ができないかということで、現在検討しております。

### 質問③

多子世帯への負担軽減を拡大するというので、例えば、3人目以降無償化を、2人目以降無償化とするなどは考えていないか。

### 答弁③

まずは、今現在行われるということを実にやっけていきたく思います。

### 質問④

学校給食費無償化について、国に対して市の方でも働きかけをお願いしたい。

### 答弁④（市長）

学校給食費無償化につきましては、市長会を通じて、今後働きかけをしていきたいと考えております。

## 質問：事業の在り方について

### （1）経過と課題について

#### 【一問一答方式】

### 主な質問及び答弁（要旨）

#### 質問①

中止に至った経緯は。

#### 答弁①

朝霞市文化スポーツ振興公社主催・教育委員会後援の小学生スポーツ教室について、各小学校を通じチラシを配布したところ、対象者を「日本国籍を有する小学4～6年生」としていたことから、「参加対象者の国籍を制限するものとなっている」との指摘が、保護者から市にございました。

本教室の参加対象者に国籍要件を設けたことは、人権上の配慮を欠くものと認識し、改めて国籍を制限しない方法による開催に向け、公社と調整を図りました。

しかしながら、会場の問題により今回の開催は中止せざるを得ないものと、主催者である公社から市に申し出があり、本市としてもやむを得ないと判断いたしました。

#### 質問②

中止が決定した後の対応と、申込者数と申込者に対する対応は。

#### 答弁②

市へのご指摘を受けた後、インターネットによる申し込みの窓口は閉鎖しましたが、その時点で申し込みのあった23名の方に対し、公社から電話で個別にお詫び

を申し上げております。

中止を決定した後の対応といたしましては、チラシを配付した全ての保護者に、本事業の中止と人権上の配慮が欠けたことのお詫び文を、公社名で小学校を通じお知らせいたしました。

加えて、主催者である公社のホームページに同様の内容を掲載したとともに、広報あさか1月号において中止とお詫びについての記事の掲載を予定しております。

### 質問③

参加要件の緩和等について、検討しなかったのか。行った場合は、どのような検討をしたのか。

### 答弁③

ご指摘を受けた後、本事業を中止するのではなく、すべての生徒が参加できるよう変更できないかという考えのもとに、公社と教育委員会の担当部署で協議を行い、自衛隊体育学校に相談いたしました。

まず、国籍を限定せず、全ての生徒を対象として受け入れていただけないか伺いましたが、外国籍の方を受け入れる場合は、提出書類や審査が必要との回答をいただきました。

また、自衛隊アスリートの方に、市内の公共施設にお越しいただき、会場を変更して実施できないかを伺ったところ、オリンピックを派遣するにあたり、安全面において設備などに課題があるとのことでした。

このようなことから、開催日時までに調整することが難しく、この度の開催については、公社から中止の申し出があり、やむを得ないと判断したところでございます。

**質問者： 西 明議員（あさか未来）**

**質問：放課後子ども教室について**

(1) 朝霞市の放課後子ども教室の現状

(2) 志木小学校での取組例と朝霞市での今後について

**【一問一答方式】**

**主な質問及び答弁（要旨）**

(1) 朝霞市の放課後子ども教室の現状

**質問①**

朝霞市の教室の現状について。

**答弁①**

本市の放課後子ども教室は、平成19年度より市内の2校から開始し、徐々に開

催校を増やししながら、平成24年度には開催校を6校として現在まで実施しております。例年、9月以降の秋から翌年3月までの約半年間の土曜日の午前中、各校とも特色あるプログラム提供型の教室を12回ずつ、計72回を開催してまいりました。

こうした中、小学校の長期休業期間中にも教室を開催できないかとのご要望も多くありましたことから、令和4年度の夏季休業期間より、市内6小学校にて3回ずつ18回開催し、令和5年度は事業を拡充し、同じく6校で5回ずつ30回を開催いたしました。

## (2) 志木小学校での取組例と朝霞市での今後について

### 質問①

近隣の志木市と比較し、朝霞市でも平日の教室開催について、以前から要望し、研究や検討との回答をいただいているが、教室不足を挙げられている。図書室や図工室、家庭科室などの空き教室を利用して、順次実施していけないか。

### 答弁①

ご指摘の図書室や図工室、家庭科室につきましては、教科の目的をもって使用するもので空き教室ではございません。また、展示品や調理器具等があることから、管理上の問題により居場所提供型としての教室の利用は難しい状況でございます。

本市の小学校においては、児童数の増加に伴い学校の教室を増設している状況となっており、空き教室の確保について現時点では厳しい状況となっております。

今後におきましても、引き続き学校との調整を行ってまいります。

### 質問②

志木市では教室の運営を民間企業に業務委託しています。人員不足を挙げられているが、朝霞市としてはどう考えていますか。

### 答弁②

教室の運営に係るスタッフを確保することは難しく、年間を通して教室を開催するにあたりましては、その運営形態は事業者に委託して運営することは考えられません。

しかしながら、本市では、地域の文化・スポーツ活動団体におけるボランティアスタッフやPTAなど学校関係団体の方々に御協力をいただき、教室を開催しており、このような開催は地域・学校・家庭との繋がりにより健やかな子供たちの育成が図られるものと考えております。



### 質問③

子どもたちの異学年交流や地域の方々との世代交流の場として子どもたちが健全に育成していくためにも、「プログラム提供型」の教室より、平日の放課後に多くの子どもを受入れる「居場所提供型」の教室の開催はできないか。

### 答弁③

志木市の放課後子ども教室「志木っ子タイム」の実施の様子は、本市におきましても認識をしております。業務委託することにより、平日の放課後子ども教室の運営は登録した子どもたちを無料でお預かりし、「居場所提供型」の教室として、宿題や室内遊び、場合によっては校庭などで簡易なスポーツを楽しんでいると伺っております。

本市の放課後子ども教室は、プログラム提供型として定着し、子どもたちが地域の方々の参加を得て、子供たちが興味を持つ体験や文化・スポーツ活動を通して、感性を養う様々なカリキュラムを提供しており、教室実施後のアンケートからも一定の評価をいただいております。

今後におきましても、庁内の関連部署とも「児童の放課後の居場所について」研究してまいります。

### 質問④

「一定の評価をいただいている」とのご答弁をいただきましたが、居場所提供型の教室の開催を要望する声もあると思います。開催する場所の確保の可能性も踏まえ、今一度、朝霞市としてはどうお考えですか。

### 答弁④

本市といたしましても、居場所提供型の教室実施を望む声は、朝霞市保護者代表連絡会や放課後児童クラブの父母連絡協議会の皆様などからいただいておりますので、こうした声も受け止めております。

また、空き教室の確保につきましては、本市でもランチルームや多目的ルームを利用させていただいておりますので、継続して学校と調整を図ってまいります。

**質問者： 兼本 尚昌議員（あさか未来）**

**質問： 小中学校給食費無償化について**

**【一問一答方式】**

**主な質問及び答弁（要旨）**

### 質問①

給食費の無償化を実施する考えがあるのか市長に問う。

## 答弁①

昨今の急激な物価高騰に対応するため、本年4月から給食費を改定させていただきましたが、今年度は改定分を市が負担しているほか、小中学校に在籍する3人目以降の給食費を無償にする取組を実施しております。

また、10月から3月までの6か月間、給食費を半額にするなど、更なる保護者の負担軽減を図っているところでございます。

私個人の考えとしましては、給食費の無償化を否定するものではありません。

しかしながら、給食費無償化を市単独で実施する場合、多額の費用が恒久的に必要となり、本市の状況を見ますと難しいものと考えております。給食費無償化は、基本的に国の政策として、国の財源で実施すべきものと考えております。

議会からも、「国の負担による学校給食費の無償化を求める意見書」が出されたことは承知しております。

今後も、国により給食費の無償化が実現されるよう働きかけてまいりたいと考えております。

## 質 問：自衛隊体育学校と朝霞市の関係強化について

### 【一問一答方式】

#### 主な質問及び答弁（要旨）

##### 質問①

パリ大会で自衛隊体育学校の選手がメダルを獲得した際は、シンボルロードでパレードを開催してはどうか。

##### 答弁①

オリンピック・パラリンピックにおきましては、自衛隊体育学校の選手に限らず、本市にゆかりのある多くのアスリートの方がおられ、本市及び市民においても喜ばしく、これまで、壮行会や報告会を開催するなど応援してまいりました。

御提案いただきました、シンボルロードでのパレード開催も含め、大会の出場選手が参加していただけるような企画について研究してまいります。

質問者： 利根川 仁志議員（公明党）

#### 質 問：教育委員会の対応を問う

##### （1）第三中学校教諭の逮捕に関する件

### 【一問一答方式】

#### 主な質問及び答弁（要旨）

### 質問①

当該教諭が逮捕され、議会への説明があつてから、本事件に関するこれまで、今日までの状況を伺う。

### 答弁①

本年10月16日に強制わいせつの疑いで逮捕されました。また、11月21日に性的姿態撮影等処罰法、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律違反で再逮捕されております。

この時の報道によりますと、3度目の逮捕とのことでございますので、公表されていない逮捕事案が他にもあったものと思われま

### 質問②

今回事件の1回目の逮捕に繋がった保護者からの相談について教育長に相談した。体罰の問題であった。この件、改めて伺うが、どのような対応をしたのか。

### 答弁②

当該の御家庭と連絡をとり、お子様からは時間をかけてお話を伺い、当該教諭に謝ってほしいことや当該教諭を処分してほしいこと等を聞き取りました。

その上で、当該教諭や管理職から事情を聴き、校長も同席の上、まずは謝罪の場を設けました。そして、県教育委員会とも協議をした上で、服務監督権者として最大限の厳しい処分をしております。

### 質問③

最終的に被害者家族と、当該教諭、一中の校長、教育委員会も立ち合いのもと、懇談をし、謝罪があつたと思うが、その対応、通り一遍の対応が、被害者家族側が、教育委員会を信じられなくなった結果になつたことをよくよく理解していただきたい。

果たして何について謝罪があつたのか、教育委員会としてはこの対応で良かったと感じているか。

### 答弁③

当日、当該教諭からは、やればできるという思いから熱が入り、厳しく、独りよがりの指導をしてしまったことや一部、不適切な指導があつたことについて謝罪をしております。

しかしながら、その後の保護者とのやり取りの中では、当該教諭の謝罪に納得のいっていない旨を伺っておりました。当該のお子様や御家庭にとって前向きとなる場とすることができなかつたことは申し訳なく思っております。

#### 質問④

2人目（別の保護者）が当該教諭の体罰等で、教育長に相談をした。その対応について問う。

#### 答弁④

こちらにつきましては、在校生に関わることでありましたので、二次的な問題が生じることのないよう、丁寧に御家庭と連絡をとってまいりました。校長が当該御家庭に直接連絡することについてご了解いただき、御家庭からお話を伺いながら、当該教諭を指導しております。

#### 質問⑤

今回の事件があつてから、改めて話を聞きたい等としたようだが、今となつては遅い、その時に厳正な対応が必要だった。体罰があつたと保護者から相談や申し出があつた場合、学校として事実確認の仕方等、具体的な対応について問う。

#### 答弁⑤

保護者等から御意見や御指摘を受けた際には、当該生徒や保護者等により添い、お話を伺った上で、二次的な問題が生じないように留意しながら当該校の校長がその状況を掌握してまいります。その上で、教職員による体罰と確認されたり、その疑いがあつたりする場合には、校長はすみやかに市教委にその旨を報告・相談します。

また、市教委はその報告に基づき、当事者並びに校長から事実確認を行い、状況把握に努めるとともに、任命権者である埼玉県教育委員会にも報告いたします。その後は、懲戒処分など、行政上の責任が問われることとなります。

#### 質問⑥

当該教諭の具体的な犯行手口を知っているか。

#### 答弁⑥

報道された内容までの掌握でございます。

#### 質問⑦

さらに質問をするが、今言ったように体罰の時点で厳正な処分が必要で、議会の説明会の時の教育委員会の答弁で、当該教諭は可愛い男の子が好きであつたような話があつたが、再度確認するが、今回の事件前には、そのような相談や苦情等確認することはあつたのか。

#### 答弁⑦

今回の事件により、様々な情報が聞こえてきましたが、その中には、先日お

伝えしたように、「男子生徒に優しいのではないか」というようなことも聞こえてまいりましたが、「可愛い男の子が好き」というようなものではございませんでした。

#### 質問⑧

報道では、関係機関に相談したとあった。その関係機関から情報提供を受けたのはどこかご存じか。

#### 答弁⑧

今現在におきましても掌握しておりません。

#### 質問⑨

今回の事件で、該当の学校でアンケートを実施したと思うが、アンケートの結果についてと、アンケート内容に基づいての対応は。

#### 答弁⑨

当該の学校では、10月19日に全校で「心と生活アンケート」を、当該部活動には加えて別のアンケートも実施しました。アンケート結果の詳細については申し上げることはできませんが、当該学級及び該当部活動については、面談も個別に実施しております。面談に当たっては、教育相談員、さわやか相談員、県のスクールカウンセラーが分担して対応し、生徒の心に寄り添った対応をしました。

#### 質問⑩

情報では、三中の保護者の方へ警察から動画の確認があったとのことだが、その事実確認は。

#### 答弁⑩

当該校長より、ある保護者が画像を確認するために担当の警察署に協力を求められたことを伺っております。

#### 質問⑪

保護者の方の一番の心配は、子どもが被害者になっていないかだ。動画の確認があった上で、被害状況について掌握は。

#### 答弁⑪

現在、捜査段階にあり、詳細はつかめておりませんが、今のところ、流出等は確認されておりません。

### 質問⑫

この事件をきっかけに、再発防止策、また、更なる被害状況の確認、第三者委員会の立ち上げ等、この事件を受け止めた今後の教育委員会としての対応は。

### 答弁⑫

性暴力だけでなく、体罰やハラスメントの根絶には、教職員一人ひとりの使命感や誇り、倫理観の向上はもとより、自覚や責任感の醸成が何よりも大切であると考えております。

しかしながら、教職員個々にその全てを任せきるのではなく、校長を中心とした組織的対応や風通しの良い職場づくり、教育委員会による研修機会や研修資料の提供も併せて進めてまいります。

特に性暴力につきましては、文部科学省による「生命（いのち）の安全教育」を児童生徒の教育や教職員研修において活用し、子どもたちが性暴力の加害者、被害者、傍観者にならないよう努めてまいります。

また、今回の事案に関係なく、本市の児童生徒や卒業生を含め、相談のできる窓口として、市の子ども相談室、教育指導課、各中学校に設置のさわやか相談室、市の家庭児童相談室のほか、埼玉県性暴力等犯罪被害専用相談電話アイリスホットラインを周知しております。

まずは教育委員会として至急行うこと、できることを全力で取り組んでまいります。

### 質問⑬

改めて教育長に今回の事件についての見解を伺う。

### 答弁⑬

本市中学校に勤務する教諭が逮捕されたことは、本市学校教育に対する信頼を大きく損なうものであり、強い憤りを持つとともに大変遺憾に思っております。

まずは、被害にあった方はもとより、児童生徒・保護者ならびに市民の皆様にご心よりお詫び申し上げます。

今回の事件は教員の立場を利用して行われた卑劣な行為であり、まことに言語道断と言わざるを得ません。教職員による性加害は、生徒の心に消すことのできない深い傷を負わせる行為であり、断じて許されるものではありません。学校教育を預かる者として、慙愧に堪えません。

今回逮捕された容疑者は私自身、校長として同じ職場で勤務していました。部活動では、数々の業績を上げ、教科指導にもすぐれ学級担任や学年主任としても学校の中核を担う人材として捉えておりました。

今回、強制わいせつ容疑で逮捕という第1報を受けた時には、信じられないという気持ちでいっぱいになりました。

でも今振り返れば、部活動の指導で行き過ぎる傾向があったのに、問題が発覚したときには都度対処してはいたものの、指導力もあり実績もある教員だからと言って学校も教育委員会も引き続き頑張らせたいといったある意味守る姿勢があったのではないかと深く反省しています。

また、生徒や保護者からもカリスマのように祭り上げられ、結果として部活動の指導において王国を築き上げてしまうようになったことに学校や教育委員会が歯止めをかけ切れなかったことにも責任を感じております。

そしてその陰で今回のような、あってはならないことで、苦しんでいた子供がいたことに気づけなかったこと、被害を訴えてきたお子さんをはじめとして子供たちの本当の声を聞き取ってあげられなかったことは、悔やんでも悔やみきれません。卒業生を含めた子どもたちには、本当に申し訳ないことをしてしまいました。

今回の件で改めて、学校では教師の言動や一方的な指導により、深く傷つく児童生徒がいるということを忘れてはならないということを感じました。市教育委員会としては、子供たちや保護者が悩みや困りごとを相談できる窓口を全ての小中学校を通じて、お示しいたしました。また教職員事故防止については、これまでも繰り返し指導を重ねてまいりました。

しかしながら今回このような重大な教職員事故が発生してしまい、その責任を痛感するとともに再発防止には不退転の覚悟で臨みたいと思っております。

学校に勤務する多くの教職員は日々、命を削るような思いで仕事に取り組んでいます。その努力の末に培った「信頼」の上に、学校教育は成り立っています。失った信頼を取り戻すには、学校と教育委員会が一致団結して「初めに子どもありき」の精神を持って、日々の教育活動を通じて再び一つ一つ努力を積み重ねるしかないのだと考えています。

今後、今回の事件についてはしっかりと検証したうえで、子供たちが安心して笑顔で通える学校づくりに向けて全力を尽くしていきたいと思っております。

#### 質問⑭

改めて市長に伺うが、今回の事件についての見解を伺う。

#### 答弁⑭

この度、本市に勤務する教職員が逮捕されたことにつきましては、市民の皆様の学校教育に対する信頼を損ねることとなり、誠に遺憾に思っております。

当該教員に指導を受けた生徒やその保護者の皆様の心中は、お怒りや裏切られた

との思いでいっぱいのことと拝察いたします。

私は、このような犯罪は決して許すことはできないもので、教育者として弁解の余地がないものと考えています。

今後につきましては、引き続き、教育委員会に適時適切な報告と捜査への協力、厳正な対処を求めるとともに、子どもたちの心のケアを第一に考え、連携し、対応してまいります。

また、今回の事件について原因を検証するよう指示してまいります。

#### 質問⑮

第三者的な相談機関を設置してほしい。

#### 答弁⑮

議員ご指摘のように、子どもたちや保護者が、学校や教育委員会に相談しにくい場合もあるかと思えます。

しかしながら、そういった声の全てをもれなく、确实にお聞きした上で、専門家のご意見を伺う等、適切に対応していくことが大変重要なことと考えております。

そこで、教育委員会とは別の第三者的な相談窓口を、市長部局に設置したいと思えます。そのための組織や人員など詳細については至急検討し、可能な限り早急を実施してまいります。

**質問者： 高堀 亮太郎議員（あさか未来）**

**質問： 食の安全性について**

**（１）給食中の残留グリホサート検査の現状とこれから**

**【一問一答方式】**

**主な質問及び答弁（要旨）**

#### 質問①

給食食材の残留農薬検査（グリホサート）は実施しているのか。

#### 答弁①

現在、日本に輸入されている食品は、国が食品衛生法に基づく残留農薬検査を含め、様々な検査が実施され安全が確認されているものと認識しております。

本市におきましては、グリホサートは検査項目に含まれておりませんが、有機リン系を中心に30項目の残留農薬検査を実施しているほか、細菌検査、食品添加物検査等を実施し、安全性を確認しております。



**質問者： 田辺 淳議員（無所属）**

**質問：「子どもの自主と自立、共育のまち」をつくるために**

**（１）小中学校の課題、通学区・学校再編の今後を問う**

**（２）多文化共生の現状と課題を問う**

**答 弁：**

**（１）小中学校の課題、通学区・学校再編の今後を問う。**

小中学校の課題といたしましては、校舎の老朽化が進んでいること、第六小学校や第八小学校にみられるように、過大規模の状況が続いている学校があること、教員不足への対応などが考えられます。

校舎につきましては、今後学校施設長寿命化基本方針を計画へと繰り上げ、改修・改築への道筋をつけてまいりたいと考えているところでございます。

校舎の改修・改築工事には、多額の費用を要することから、市長公室や総務部との情報交換の場を設け、情報の共有をはじめたところです。

また、過大規模校の解消については、急がれる課題として認識しており、通学区の再編検討も含めて研究を進めてまいります。

最後に教員不足への対応でございますが、本市では現在、臨時的任用教職員の確保が課題となっており、退職者や大学、関係機関等と連携し、代員等の確保に努めているところです。しかしながら、他県や他市も本市と同様に臨時的任用教職員を探しており、代員を配置するまでに、時間を要している状況でございます。

**（２）多文化共生の現状と課題を問う**

日本語の支援を必要とする児童生徒につきましては、現在朝霞市では、小学校41名、中学校8名、合計49名在籍しております。

支援の方法につきましては、日本語指導教員を2名、日本語指導支援員を5名配置し、児童生徒に対して、日本語指導や、基礎的な生活習慣の指導及び学習指導等の通訳を行っております。

日本語指導支援員の活用状況につきましては、令和5年11月末現在で、1回2時間の日本語支援を延べ回数で504回行っております。

また、課題といたしましては、外国籍児童への対応は、その状況に応じて様々であり、それらに、子に応じた指導が限られます。

**質問者： 黒川 滋議員（立憲・歩みの会）**

**質問：教員逮捕事件について**

**（１）市教育委員会・学校の対応**

## (2) 危機管理体制

## (3) 子どもの権利擁護

### 【一問一答方式】

#### 主な質問及び答弁（要旨）

#### (1) 市教育委員会・学校の対応

##### 質問①

教育委員会是对应方針として厳正な対応と言っているが、具体的にどういうことを指すのか。

##### 答弁①

事件を起こした教員は、県費負担教職員です。県費負担教職員に対しては、地方公務員法に基づく懲戒処分の権限は市教育委員会にはありません。

しかしながら、市教育委員会による当該教員に対する事情聴取については、付度を交えず厳しい目で行い、事件発生の原因などを詳細に把握した上で、県に報告するとともに、連携しながら厳正に対処してまいりたいと考えております。

当該教諭のこれまでの指導におきましては、服務監督権者として市教育委員会より最大限の厳しい処分を行っております。

##### 質問②

学校として、二度とこういうことを起こさないために、もっとやるべきことがあるのではないかと。厳正な対応という言葉だけでいいのか。

##### 答弁②

生徒に対しては、それに対してのケアということで、相談活動の充実、アンケートの実施による面談の実施などで対応しております。担任クラスとか部活動についても学校でフォローしております。

教員に対しては、今後検証していくのですが、こういったことが起きたことを校長会を通して伝え、自分自身を見直してもらって、再発防止、また研修の実施も行います。

##### 質問③

説明会と、幾つか事実のずれというのがあるが。

##### 答弁③

保護者会で説明したことに関しましては、報道以外のことは捜査中ということで（説明が）難しい部分もありました。ただ、質問等で部活動ではないか、

または学校行事ではないかということは、もちろん推測できる部分もあるので、それについては否定はしない形で説明をしました。

**質問④**

部活動で起きたことと修学旅行で起きたことか。

**答弁④**

そのとおりです。

**質問⑤**

当該教諭が指導していた部活動は、コンクールなどで朝4時に集合をかけたりと、学校以外の場所で深夜まで練習したり、そういうことが日常的に行われていた。部活動の適正化の方針やガイドラインでは、どう説明づけているのか。

**答弁⑤**

生徒たちの心身の健康状態を保つように適正な運営をガイドラインで謳っています。

**質問⑥**

ガイドラインでいいことなのか悪いことなのか、どちらだったのか。

**答弁⑥**

議員が申しましたことに関しては、行き過ぎた行為だと捉えております。

**質問⑦**

コンクールと同じ会場で下見をして練習するため、事前に現地に連れていっていることはガイドラインにどう適合するのか。また、コロナの時期にやっていたことはどう教育委員会は捉えているのか。

**答弁⑦**

部活動に関する宿泊を伴う活動、公式な大会は教育委員会として承認しています。それ以外は認めてはおりません。しかし活動の中で、保護者の中からやってほしいというか、保護者が伝えるという形の部分があったことは存じております。また、コロナ禍での宿泊に伴う活動は言語道断で、このことは校長共々指導しております。

### 質問⑧

毎日、出来の悪い子供2人の名前を音楽室に掲示していた。こういったことは、精神的体罰ではないのか。

### 答弁⑧

そういったことは、その背景や理由のいかんを問わず、極めて不適切であり、掲示された子供たちの心情を考えると、誠に申し訳なく思っております。

### 質問⑨

部活動の締めつけのきつき、退部者が出ていることをどう受け止めているのか。

### 答弁⑨

部活動の退部に関しましては様々な理由があり、一概に駄目だということは言えませんが、支障を来してしまうような活動は不適切ではないかと捉えております。

### 質問⑩

退部していく生徒に、「おまえはこの先、自分で何もなし遂げられない」みたいな言葉を投げかけたことがある。これはどう捉えるのか。

### 答弁⑩

子供たちの活動は、日常の授業や活動が一番です。何らかの形で退部した生徒に対して、そういった言葉を投げかけるというのは、教員としても不適切であると考えております。

### 質問⑪

部活動の在り方として、当該教諭の指導の仕方というのは問題が多かったという認識はあるのか。

### 答弁⑪

こういった一つ一つの事象に対しては不適切であると捉えております。

### 質問⑫

こうした行為に、当該校の管理職や他の教員たちは何をしてきたのか。

### 答弁⑫

様々な情報が教員の中にも入ります。そういったことを止める力が今回はなかったのではないかと捉えております。

### 質問⑬

学校現場から距離のある教育委員会が監督しなければならない。教育長はそのことに関してどういうふうに考えているのか。

### 答弁⑬

今回の逮捕事案は、あってはならないと考えております。これまでも部活動の指導において行き過ぎる傾向があったということ、私が校長のときにも、問題なり厳しい指導があり、校長室に呼んで厳しく指導しました。その中で私も適正な判断ができなかったということについては、大変反省しております。

また、教育委員会としても、問題が発覚したときに都度都度対処はしてきましたが、実績もあるということもあって、学校も教育委員会も引き続き頑張らせようというようなバイアスが働いていたということについては、否定はいたしません。深く反省しております。

また、部活動の実績を上げるに従って、生徒や保護者からもカリスマのように扱われて、そして結果として王国のような形で、この部活動が進んでいってしまったこと、これも今振り返ってみれば、教育委員会も含めて歯止めがかけられなかったということについても責任を感じております。

## (2) 危機管理体制

### 質問①

保護者会の状況はどうだったのか。

### 答弁①

保護者会を3回行いました。1回目は、10月17日午後6時から、現在の勤務校で開催された保護者会は出席者は500人、比較的落ち着いた状態で見ました。この時点においては、当該教諭を擁護する声も複数聞かれました。質問は延べ15件ほどされました。

2回目は、10月18日午後6時から、前任校で開催された保護者会で出席者は260名、これも落ち着いた状況で進み、比較的短時間で終了いたしました。質問は1件でございました。

3回目は、11月22日午後6時から、こちらは再逮捕を受けて現在の勤務校で開催された保護者会です。出席者は150名、これも比較的落ち着いた状況で進み、再発防止への強い思いを話される保護者も見られました。

### 質問②

子供の相談をどのように受けているのか。

## 答弁②

学校、さわやか相談室、子ども相談室、また、庁内でも相談を受け付けております。特にこの事件が起きた当初に関しては、子ども相談室から相談員を派遣して、随時相談に乗るという形を行いました。また、当該部活動に関しましては、一人一人、話を伺って相談活動を行いました。

## 質問③

既存の相談員だけで対応できるのか。専門的な相談員を外部から呼んで来て、きちっとケアしなければいけないのではないのか。

## 答弁③

緊急でもあったので、まずは身近な先生に話をするという形でやらせていただきました。

## 質問④

子ども相談に対するチームというのは、それぞれ当該校、前任校でつくったのか。

## 答弁④

各学校にはそれぞれ教育相談部という組織があり、そこを活用しました。

## 質問⑤

もう少し大がかりな仕掛けが必要だったのではないのか。

## 答弁⑤

当該校に関しましては、毎年行っております心と生活のアンケートを前倒しで行い、その後一人一人面談をしました。

## 質問⑥

心のケアの体制づくりをしなければいけないマニュアルは参考にしたか。

## 答弁⑥

急な対応なので、教育委員会のできることを緊急で実施しました。

## 質問⑦

事実の被害として逮捕事案以外の被害報告・相談はあったか。

## 答弁⑦

逮捕案件以外に届いているものはありません。

**質問⑧**

報告が来なかったことに対してどういうふうに受け止めているのか。

**答弁⑧**

性的な部分とか子供の自尊心的な部分もあって、なかなか話さないというのも事実です。そういった声なき声をどれだけ捉えられるかが課題であると捉えております。

**質問⑨**

今回の事件の検証作業、再発防止に向けて、一体どのようなことをやろうとしているのか。

**答弁⑨**

この問題に関しては、単なる一個人の性癖な部分ということよりは、組織体として、同僚の中で言えない雰囲気とか、部活動の在り方とか、保護者の関係性とか、いろいろなものが複雑に絡み合っているものではないかなと考えております。そういったものを多角的な面から分析していくことが、まずは検証になると考えております。

ただ、教育委員会としては、まずはできること全力を尽くしていきたいと考えております。

**質問⑩**

有識者を交えてきちっと検証する必要があるのではないのか。

**答弁⑩**

外部を入れての検証については、今後検討していきたいと思っております。

**質問⑪**

現時点で容疑者になった教員は、どういった扱いになっているのか。

**答弁⑪**

現時点では欠勤という扱いになっております。

**質問⑫**

起訴休職なのか一般的な休職なのか、欠勤なのか。

**答弁⑫**

今日現在は欠勤で、今後、起訴休職の手続きを進められると考えております。

**質問⑬**

学校現場の管理職では不可抗力の事態で、代替教員の確保の仕組みはないのか。

**答弁⑬**

県の教育委員会とも連携を図り、加配という形で（教員を）つけてもらっています。

**質問⑭**

いつからか。

**答弁⑭**

12月1日から配置されました。

**質問⑮**

例えば保育園だと、こういう不測の事態に向けてバッファの職員というのがいる。教育委員会、県教育委員会というのは全くそういう人を置いていないのか。

**答弁⑮**

予備という形の配置は行っていないのが現実です。

**質問⑯**

容疑となった教員は在籍教員としてカウントしているのか。

**答弁⑯**

加配という形ですので、定数よりも増えているという形になっております。

**質問⑰**

県教委から教員が送られてくるルールというのはないのか。

**答弁⑰**

教員の配置は、まず配置しても構わないという話が県教委から入り、そこから人探しを行っております。

**(3) 子どもの権利擁護**

**質問①**

様々なトラブルを早い段階での把握が必要ではないか。その辺はどう考えているか。

**答弁①**

学校には様々なことが起こる中で、そういったヒヤリ・ハット、それをどう



捉えるか、それが一番大切なことであると考えております。この事件に関しても、今考えると反省材料として考えております。

## 質問②

子供に関する権利擁護機関、市長は、どの部署にどのように作業をお願いしようというふうに考えているのか。

## 答弁②

二つの課を考えており、一つはこども未来課、もう一つは人権擁護の課に配置しようかと考えております。人員は、例えば弁護士も配置して、しっかりと第三者の目が入るような形にしていきたいと思っております。

## 質問③

他市では、子どもの権利条例とか、子供に対する暴力の防止条例とかとワンセットでやっていると思う。そうした仕組みとワンセットでやることを考えているのか。

## 答弁③

今現在では、そういうところまで考えておりません。ただ、子供たちがその機関に気軽に相談できる、そういうふうな場として作らなくてはいけないと思っておりますので、子供たちに対する広報ですとか、こういった機関を理解してもらう取組はしていきたいと思っております。

## 質問④

懸念するのは、去年の児童扶養手当の問題があった。こども・健康部にそういう役割が振られたときに、過去のことは整理されるのか。

## 答弁④（こども・健康部長）

仮に今回の件について、こども・健康部のほうの所管となった場合には、大前提として、子どもの権利を守るために尽力はしていきたいと考えております。

## 質問⑤

学校教育に関して、子どもの人権に関して、改めて教員や現場、子供に対して、単に性加害も受けないし被害も受けないということではなくて、全般的な人権問題、人権感覚をきちっとつくっていくための教育はやっていくのか。

## 答弁⑤

そういったものにつきましては力を入れていきたいと考えております。

## 質 問：学校部活動の改革

### (1) 外部指導者導入の課題

### (2) 子どもにとっての部活動改革について

#### 【一問一答方式】

#### 主な質問及び答弁（要旨）

##### 質問①

現在、市内各学校で外部指導者の導入がどれくらい進んでいるのか。

##### 答弁①

外部指導者ではなく、本市におきましてはまだ外部人材、部活動の支援にあたる支援員という形で関わっていただいております。これにつきましては校長の推薦、教育委員会の承認を経て、地域人材活用支援員として活躍していただいております。

現在、運動部で11名、文化部で11名、計22名の方が部活動の支援をいただいております。

##### 質問②

外部指導者の資質はどのように選定しているのか。

##### 答弁②

面談を実施しお願いしていますが、支援員に課題がある場合、まずは校長が指導をして改善を図ることになりますが、場合によっては要項に基づいて解任することも可能となっております。

##### 質問③

外部人材の報酬対価は。

##### 答弁③

一回2000円になっております。

##### 質問④

外部人材の方々が入ってきて、隣の部活に乗り込んできて怒鳴り散らすという事件があった。地域の協力者なので言いにくいですが、こういうことは諦めなくてはいけないのか。

##### 答弁④

生徒に係る人材ですので、教育委員会で確認できた部分については、指導していきたいと考えております。

### 質問⑤

外部人材の方が不適切な指導をしたり、負担の重い指導や活動を強要したりしないために、教育委員会としての対策は。

### 答弁⑤

現在は支援員ということで、正規の顧問がいる中での支援となっております。顧問が力を持ち全体指導やマネジメントを行う中で、支援員があまりにも行き過ぎた指導があった場合はまずは校長が話をして指導することになっております。

### 質問⑥

学校に入る前に、外部人材に対して研修が必要なのではないか。

### 答弁⑥

部活動につきましては、今後の地域移行に向けての議論が進んでおります。今までは、教員が主に指導し、支援員が補助という役割でございましたが、今後は補助的な役割から主として指導することも考えられます。その際には、子どもに携わることで、生徒理解や運営方法、指導法の研修なども必要になると考えられますので、行っていきたいと考えております。

### 質問⑦

地域移行ではどのような部活動の形になっていくのか。

### 答弁⑦

県全体で様々な形で試行されております。例えば、部活動をそのまま地域に移行する形もあれば、人数が少ない部活は合同して行う形もございます。または、運営母体が統括して行うなど様々な形が模索されており、朝霞市ではどのような形がよいのか議論しております。

### 質問⑧

地域移行にあたって、他の組織と共有できているのか。

### 答弁⑧

部活動の地域移行に関しては、生涯学習部とも連携しながら検討しており、外部団体との協議等も行いながら、どのような形が良いのかを検討しております。

**質問者： 増田 ともみ議員（進政会）**

**質問： 安全な学校教育環境づくりについて**

- (1) 教職員（含部活動外部指導員）への対応について
- (2) 学校施設における防犯対策について
- (3) 児童・生徒への教育について

**答 弁：**

**(1) 教職員（含部活動外部指導員）への対応について**

本市に勤務する教職員が逮捕されたことは誠に遺憾であり、また、教職員の立場を利用して卑劣な行為に及んだことは断じて許されるものではございません。教育委員会といたしましては、引き続き情報の収集に努め、警察の捜査に協力するとともに、まずは子どもたちの心のケアを最優先とし、一刻も早くすべての子どもたちが安心して学校生活を送れるように努めてまいります。

次に本市に勤務している教職員は、県費負担教職員であり、任命権者である県教育委員会により採用されております。議員ご指摘の採用時の人物の確認につきましては、県教育委員会に対しまして強く訴えてまいります。

**(2) 学校施設における防犯対策について**

全国の教職員事故に関するニュースの中で、教室や更衣室、トイレ等の盗撮事案が報道されていることは承知しております。現在、各学校の管理職は毎日のように安全管理を兼ね、校内を点検して歩き、また、各校の倫理確立委員等による点検も行われております。教育委員会といたしましては、子どもたちが安心して通い、のびのびと学ぶことができる環境を確立できるよう、校長会議や学校訪問等を通じて引き続き指導してまいります。

**(3) 児童・生徒への教育について**

児童・生徒それぞれの発達段階に応じた性に関する指導につきましては、小学校では中学年以降で、体育科の保健領域において思春期における体つきの変化等を、中学校では保健体育科の保健分野において思春期における生殖機能の成熟やそれに伴う変化に対応した適切な行動等を学習しております。

小学校低学年でも、プライベートゾーンについての学習を主に特別活動の時間に取り上げ、養護教諭と連携するなど工夫しながら指導し、大切な体の守り方について触れております。

また、生命の尊さを学び、性暴力が及ぼす影響などを理解した上で、生命を大切に考えることや、個々を尊重する態度等を身につけることを目指すために、文部科学

省は「生命（いのち）の安全教育」を推進しております。

この取組を、これまでも校長会議で周知しているところですが、改めて市内の全ての小中学校に対して、確実に実践するよう指示いたします。

**質問者： 宮林 智美議員（公明党）**

**質問： 住みよいまちづくりのために**

**（１）ブックポストの設置について**

**答 弁：**

ブックポストは、現在、図書館本館及び北朝霞分館、地区公民館 5 館、朝霞駅前出張所及び朝霞台出張所の 9 カ所に設置しております。

ご利用が可能な時間は、図書館及び地区公民館は開館時間を除いた全ての時間帯、2 カ所の出張所は、施設内にブックポストを設置していることから、開所している時間に限りさせていただきます。

また、回収につきましては、委託業者により毎週火曜日と金曜日の週 2 回、行っております。

**質問者： 本田 麻希子議員（立憲・歩みの会）**

**質問： 給食配膳員の労働環境**

**（１）労働安全衛生法上の課題**

**（２）人員配置**

**【一問一答方式】**

**主な質問及び答弁（要旨）**

**（１）労働安全衛生法上の課題**

**質問①**

労働安全衛生法では、快適職場づくりが事業者の努力義務とされているが、給食配膳員の作業環境をどのように捉えているか。

**答弁①**

配膳室の構造上、一定時間シャッターを開けることにより外気が入り、夏の熱気や冬の冷気を防ぐことができないことから、特に夏場は非常に高温になることは認識しております。

今年度は、熱中症対策としてネッククーラーを配付したほか、ポスターを作成し、涼しい部屋で休息できるよう学校へ働きかけました。

## 質問②

給食配膳業務は、重量のあるコンテナ運搬など相当な筋力を必要とする作業等があるのではないかと。

## 答弁②

給食配膳員は限られた時間の中で、重量のある食缶やコンテナを運搬する業務があるため、負担が大きいことは認識しております。

今年度は安全対策の一環として、安全靴の購入を実施いたしました。

## 質問③

その場しのぎの対策ではなく、抜本的な対策が必要ではないかと。

## 答弁③

給食配膳室の作業環境の改善につきましては、配膳室の構造などを鑑み、引き続き調査研究してまいります。また給食配膳員や学校の意見を伺う機会を設け、状況の把握に努めてまいります。

## (2) 人員配置

### 質問①

給食配膳員の人員配置の現状は。

### 答弁①

自校式給食を実施している第四小学校、第五小学校及び第八小学校を除く12校に計17名配置しております。内訳といたしましては、小学校が12名、中学校が5名となっております。

なお、第三小学校、第九小学校及び各中学校は1名配置、その他の学校は2名配置となっております。

### 質問②

人数は、児童・生徒数に応じて配置しているのか。

### 答弁②

各校に4時間勤務者を1名配置しているほか、児童数や校舎が離れているなどの状況を考慮し、第一小学校、第二小学校、第六小学校、第七小学校及び第十小学校に3時間勤務者を各1名追加配置しております。

### 質問③

1名配置の学校の現状をどのように捉えているのか。

### 答弁③

1名配置の学校では、配膳個数の誤りなどダブルチェック体制が働かないことによるトラブルが発生しやすいことや、年次有給休暇の取得が2名配置の学校に比べて少なく職員の負担が過重であるという課題を把握しており、今年度の人員配置要望で3時間勤務の給食配膳員を7名増員要望いたしました。

### 質 問：六小・九小の校舎増築工事と校庭利用

#### (1) 工事の現状

#### (2) 校庭利用の課題

#### 【一問一答方式】

#### 主な質問及び答弁（要旨）

#### (1) 工事の現状

#### 質問①

第六小・第九小の工事の進捗は。

#### 答弁①

第六小学校の校舎増築工事につきましては、杭工事が終了し、現在基礎工事を行っており、11月末現在の進捗率は約13%でございます。

また、第九小学校の校舎増築工事につきましては、現在仮設工事及び既存校舎へのエレベーター棟建設に係る準備工事などを実施しており、11月末現在の進捗率は約3%でございます。

#### 質問②

アスベストの除去工事があるか。

#### 答弁②

設計段階でアスベスト含有調査を行ったところ、第六小学校、第九小学校ともアスベストが含有していることが判明しており、工事に影響がある部分について除去工事を行います。

#### 質問③

アスベストはどこにあったのか。

#### 答弁③

第六小学校では校舎内部の壁面の仕上げ材に、第九小学校では、校舎内部の内装仕上げ材や外壁の吹付材、床仕上げシートにアスベストが含有していることが判明しております。

いずれも、飛散性の低い「レベル3」に当たる建材でございます。

#### 質問④

アスベストの除去工事はどのように行うのか。

#### 答弁④

アスベスト除去工事は関係法令に従い実施いたします。作業前に壁や床、開口部の養生作業を行うとともに、飛散抑制剤を散布するなど、飛散防止の対策を行い作業を進めます。また、作業前、作業中、作業後においてアスベストが飛散していないことを確認するため、空気中の濃度測定を実施し、安全に配慮しながら工事を行ってまいります。

#### 質問⑤

アスベスト除去工事はいつ行うのか。

#### 答弁⑤

冬季休暇や夏季休暇など、学校が休みの時期に工事を行う予定でございます。

#### 質問⑥

アスベスト除去工事によって、校庭の利用が制限されることはあるか。

#### 答弁⑥

アスベスト工事により校庭の利用を制限する予定はございません。

#### 質問⑦

増築工事に伴い、今後校庭の利用が制限されることはあるか。

#### 答弁⑦

現在の予定では、増築工事の外構工事を行う令和6年度の冬季休暇期間は校庭の利用を止める必要がございます。

今後、工事の進捗に伴い校庭の利用を制限する必要が生じた場合は、学校や利用団体などと丁寧に調整を行いながら、極力制限がかからないよう工事を進めてまいりたいと考えております。

## (2) 校庭利用の課題

#### 質問①

外部の団体等が学校の校庭を利用する場合はどのようにしているか。



### 答弁①

学校施設を利用する場合には、直接学校に相談してもらい、対応しているところ  
でございます。

### 質問②

学校だけでは施設利用に関する調整への負担が多いため、教育委員会が調整機能  
を担うことも必要ではないか。

### 答弁②

校庭利用の方法としては2つの方法がございます。

一つは、生涯学習・スポーツ課において「学校体育施設開放」として団体に施設  
を貸し出す場合と、もう一つは、例えば近隣の保育園などが直接学校に利用日など  
をご相談いただき、学校長の権限で「目的外利用」として施設を貸し出す場合がご  
ございます。

いずれの場合も、学校行事の予定など、学校内の調整を行ったうえで空いている  
日に利用していただくため、学校において調整していくものと考えております。

### 質問③

保育園や幼稚園の関係者から、学校のグラウンドの利用予約が取りづらくなり、  
運動会などのイベント開催のための場所の確保に苦慮しているとの話を聞くが、保  
育園や幼稚園がイベントを開催するための場所を確保するため、生涯学習部所管の  
総合体育館などの施設を利用するにはどうすればいいか。

### 答弁③

生涯学習部で所管する体育施設及び公園体育施設につきましては、市内における  
保育園・幼稚園などの団体が事業を開催される場合、先行予約を受け付けておりま  
す。

この場合、使用料は有料となりますが、予約方法につきましては、総合体育館の  
窓口で申請いただくこととなり、予約開始日には、使用する前年度の2月1日から  
受け付けすることが可能となっております。

### 質 問：医療的ケア児への支援

- (1) 来年度の見通しと支援体制
- (2) ガイドラインの見直し
- (3) 看護師配置のあり方

### 【一問一答方式】

## 主な質問及び答弁（要旨）

### （１）来年度の見通しと支援体制

#### 質問①

来年度、市内小中学校において看護師配置を必要とする、また希望している児童生徒はどれくらいいるのか。

#### 答弁①

来年度、看護師配置を必要とする児童生徒につきましては、現時点において小学校で該当児童がいることを把握しております。

#### 質問②

看護師配置を必要とする児童生徒をどのように把握しているのか。把握した後に看護師配置をする時点まで会議を開いてどのような対応を取ったのか。

#### 答弁②

看護師配置を必要とする児童生徒につきましては、まず情報収集をしっかりとすることが大切であると考えております。庁内連絡会等を通じて関係課と連携を取りながら情報共有しているほか、従前よりありました保幼小連絡協議会、朝霞市就学相談等も通じて確実な把握に努めております。また、学校、特に管理職とも随時連絡を取り、情報把握にも努めております。

#### 質問③

連絡会や庁内連絡会は、来年に向けてはどのような対応をしたのか。

#### 答弁③

今年度、庁内連絡会を既に２回開催しており、看護師配置等を必要とする児童生徒の把握につきまして、情報の共有及び検討をしております。

今後も引き続き庁内連絡会を開催し、来年度への対応につなげてまいります。また、外部機関とも連携してまいります。

### （２）ガイドラインの見直し

#### 質問①

看護師配置に関するノウハウの蓄積や次に生かす仕組づくりについて、制度を整えていくことも必要ではないかと思うが、こういった仕組みは作らないのか。

#### 答弁①

看護師の配置につきましては、子供の実態や保護者の要望、主治医からの専門的な意見や指示書、庁内連絡会での各課との情報共有や協議等を通じて、個々に対応

していくことが大切であると考えております。

今後につきましてもこうした対応を継続しつつ、丁寧で円滑な看護師配置に向けた仕組づくりを進めてまいります。

## 質問②

医療的ケアを学校で運営していく中で必要なサポートや設備の整備、看護師配置をしていく仕組づくりをしないのか。

## 答弁②

看護師の配置につきましては、まずは就学前の情報収集の中で準備をしていくとといったことが大切であると考えております。庁内連絡会や就学前の情報収集をしっかりを行い、どういった対応ができるか、早めに対応できればと考えております。

## (3) 看護師配置のあり方

### 質問①

看護師を配置する際の雇用形態について、継続的に子どもの状況を把握して対応するために地域の訪問看護ステーションの利用や市による直接雇用の検討はしないのか。

### 答弁①

看護師の配置につきましては、医療的ケアを必要とする子供の実態や、医師からの指示書の内容等に基づき個々に検討しております。

看護師配置を検討した際は、複数の地元訪問看護ステーションとも調整を行いましたが、残念ながら医療的ケアの内容や勤務時間等の条件面で折り合いがつきませんでした。

医療的ケア児への看護師配置については、訪問看護ステーションの受け入れ体制の充実等、社会的環境の整備も不可欠です。

今後看護師配置を検討する際には、こうした点も踏まえつつ諸機関と連携し、地元の訪問看護ステーションの利用も見据え対応してまいります。

市による看護師の直接雇用につきましても、勤務時間等の条件面で折り合いがつかなかったり、看護師の配置が不要となったりした場合に雇用の継続が難しくなるといった課題がございます。

看護師配置については個々のケースについて丁寧に精査・検討し、直接雇用の妥当性も十分に見極めながら対応してまいります。

## 質問②

本当に訪問看護ステーションと折り合いがつかなかったのか。

## 答弁②

今回は初めてのケースでしたので、様々な方面に対して問い合わせを行っております。その中で、どれが現時点での配置ができるのかという中で検討した結果が今回の形でございます。

## 質問③

もう一度あらためて訪問看護ステーションと関係構築していくことと、事業委託ということも含めてこれから安定的に看護師を配置してもらうような仕組みを整えるべきだと思うがどうか。

## 答弁③

今後のありかたについては、また検討していきたいと考えております。

## 質 問：水害からの避難と避難経路の確保

### (1) 第二中学校の浸水リスクと校舎改築

#### 【一問一答方式】

#### 主な質問及び答弁（要旨）

##### 質問①

第二中学校がある場所は浸水想定区域だが、どのくらいの浸水を想定しているか。

##### 答弁①

第二中学校の敷地を含む一帯は、ハザードマップでは、荒川等が氾濫した場合に発生する最大の浸水深さの想定として、5 mから10 mと示されております。

また、過去には内水により足元まで浸水したこともあることから、今後も水害について注視する必要があると捉えております。

##### 質問②

第二中学校を現在の場所に改築を行って大丈夫なのか。

##### 答弁②

浸水に関する具体的な検討までは至っておりませんが、第二中学校を改築するとなった場合には、浸水時に生徒の安全に配慮した計画としてまいりたいと考えております。

### 質問③

第二中学校の改築に向けて、学校施設長寿命化基本方針の改訂はどのように進捗しているか。

### 答弁③

現在の学校施設長寿命化基本方針につきましては、今後、学校施設長寿命化基本計画へと繰り上げ、学校施設の改築や改修への道筋をつけてまいりたいと考えているところでございます。

しかしながら、学校施設の改築や改修工事には、多額の費用を要することから、市長公室や総務部との情報交換の場を設け、情報の共有を始めたところでございます。

### 質問④

次年度以降の取り組みはどのように考えているか。

### 答弁④

令和6年度から令和7年度にかけて、学校施設長寿命化基本方針の本格的な改訂作業を予定しております。また、庁内における情報の共有を継続的に行い、学校施設の今後の方向性について検討を重ねていきたいと考えております。

**質問者： 外山 麻貴議員（つばさの党）**

**質問：子どもたちがのびのびと遊べるために**

**（1）放課後の校庭の開放について**

**【一問一答方式】**

**主な質問及び答弁（要旨）**

### 質問①

各学校における放課後の校庭開放はどうなっているのか。

### 答弁①

小学校では、放課後から夕焼けチャイムの間まで、子どもたちには校庭を遊び場として開放しております。また、中学校の校庭につきましては、課業日の放課後は、ほぼ部活動で利用している状況です。

### 質問②

放課後の校庭では、ボール遊びができるのか。

### 答弁②

放課後の校庭では、学校ごとにきまりを設けてボール遊びができるようにしてお

ります。きまりについては、子どもたちが安心、安全に遊べるように、校庭の大きさや児童数等の状況に応じて、学校ごとに設定しております。

### 質問③

子どもたちからは校庭で自由にボール遊びできないという声も聞いているが、具体的には、各学校にはどのようなきまりがあるのか。

### 答弁③

校庭利用のきまりに関しては、「金属バットや硬球、スパイクを校庭で使用しない。」や「自校の児童しか遊んではいけない。」などの校庭使用に関するきまりの他に、「ごみは持ち帰る。」「自転車は所定の場所に停める。」「校庭でお菓子を食べない。」「帰る時刻を守る。」等の生徒指導上のきまりもございます。

### 質問者： 駒牧 容子議員（公明党）

質問：スポーツをする子供たちを応援するために

（１）休日の小学校のトイレの利用について

#### 【一問一答方式】

主な質問及び答弁（要旨）

#### 質問①

小学校のグラウンドについて、スポーツ団体等に貸出を行っている学校はどのくらいあるか。

#### 答弁①

スポーツ団体等への貸出につきましては、小学校全10校において貸出を行っております。

#### 質問②

市内の小学校の屋外トイレの設置状況及び洋式便器を整備状況は。

#### 答弁②

屋外トイレの設置状況でございますが、小学校は全10校に設置しております。

このうち、屋外トイレに洋式便器を備えている学校は、第一小学校、第四小学校、第五小学校の計3校となっております。

#### 質問③

屋外トイレは和式便器で使いにくいので、体育館のトイレを使用するなどの対応をしている事例はあるか。

### 答弁③

各学校に確認したところ、グラウンドを利用している団体に対して、別の場所のトイレを使用してもらうよう案内を行っている事例はございませんでした。

### 質問④

屋外トイレは和式便器で使いにくいので、洋式化を進めるべきではないか。

### 答弁④

小学校は、休日にスポーツ団体等に利用されているほか、災害が発生した場合には地域防災拠点や避難場所となるなど、子どもたちの教育活動の場だけではなく地域住民の身近な存在となっております。

議員御指摘の屋外トイレへの洋式便器の設置につきましては、単なる便器の交換にとどまらず、建物の構造・躯体にも影響があるなどの課題もございます。

しかしながら、多方面から御要望をいただいているところでございますので、学校の意向も踏まえ、改修に向けて段階的に取り組んでまいりたいと考えております。

### 質問⑤

洋式便器への改修が終わるまでの間、体育館のトイレを利用してもらうなど、柔軟な対応をしていくべきではないか。

### 答弁⑤

休日の学校利用につきましては、各学校とスポーツ団体との間で利用のルールを決めていることから、まずは学校と協議を行ってまいりたいと考えております。

**質問者： 田原 亮議員（あさか未来）**

**質問：教育問題への取組について**

**（１）学校教育を巡る諸問題への対応**

- ① 教職員の逮捕事案における経過と今後
- ② 教職員不足の現状と課題

**【一問一答方式】**

**主な質問及び答弁（要旨）**

**（１）学校教育を巡る諸問題への対応**

- ① 教職員の逮捕事案における経過と今後

### 質問①

教職員の逮捕事案における経過を問う。

### 答弁①

当市に在籍する教諭が本年10月16日に強制わいせつの疑いで逮捕されました。報道によりますと、「令和元年の9月に、群馬県内の宿泊施設の浴室で男子生徒の体を無理やり触った疑いがある」「風呂場でわいせつな行為をした疑いがある」ということでございます。

さらに11月21日に性的姿態撮影等処罰法、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律違反で再逮捕されました。

### 質問②

わいせつ事案等に類似する匿名による相談はあったのか。

### 答弁②

本件の逮捕前に議員御指摘のわいせつ事案等に類似する匿名の通報はございませんでした。しかし、逮捕後卒業生の中からは、「男子生徒に優しくかった」といった声がきかれましたので、全員協議会でもそのようにお伝えしています。

繰り返しになりますが、わいせつ事案等に類似する通報に関しましては、匿名に関わらずございませんでした。

### 質問③

教育委員会として、匿名の通報についてどう取り扱っているか。

### 答弁③

基本的にはどの件につきましても、内容をよく伺い、学校がわかればその学校に対し確認をし、該当者がわかれば事実確認をした上で、一つ一つ丁寧に対応を進めております。また、相談内容については、情報の共有を教育委員会内で行い、対応等を協議しております。

### 質問④

自浄能力を高めるために必要なことを教育長に伺う。

### 答弁④

今回の事案を受けまして、様々な場面で「教育委員会の対応は甘い」という声や、「見て見ぬふりをしているんじゃないか」という声をいただいております。

先日の答弁でも学校教育部長が申しました通り、県費負担教職員の処分は任命権者である県教育委員会が行うものであり、地方公務員法に基づく懲戒等の権限は、市教育委員会にはございません。

服務監督権者として市教育委員会にできることは指導措置であります。指導措置



とは、事情聴取によりこれまでの行為を明らかにし、改善・指導するものでありますが、身分を処分するものではありません。市教育委員会として行える限界があるのも事実でございます。

しかしながら今回の件につきましては、部活動の指導で行き過ぎる傾向が発覚したときに、都度対処してはいたものの、指導力もあり実績もある教員だからと言って、学校も教育委員会も引き続き頑張らせたいといったある意味守る姿勢があったのではないかと深く反省しています。

そしてその陰で今回のような、あってはならないことで、苦しんでいた子供がいたことに気づけなかったこと、被害を訴えてきたお子さんをはじめとして、子供たちの本当の声を聞き取ってあげられなかったことは、悔やんでも悔やみきれません。

教育委員会といたしましては、このことを戒めとし、今回の対応で至らなかった点につきましては、振り返った上で、今後に生かしてまいります。

自浄能力がないのではないかという議員の御指摘を真摯に受け止め、今回の件をしっかりと検証した上で教訓とし、再発防止と信頼回復に向けて学校と教育委員会が一致団結し、これまで以上に日々の教育活動の充実に全力で努めてまいります。

#### 質問⑤

教職員以外の人を教育長に据える取り組みについて市長の考えを問う。

#### 答弁⑤

他自治体の取り組みについては承知しておりますが、本市といたしましては、これまで、教育に専門的な知識を要している方を教育長へと選任してまいりました。

今後も豊富な教職経験を持っており、朝霞の教育を推進していただける方に教育長を担っていただきたいと考えております。

#### 質問⑥

生徒の逮捕・補導が発生した際の対応を問う。

#### 答弁⑥

警察と管内の小中高等学校は、学校警察連絡協議会を組織し、管内の補導状況等について情報交換を行っております。

また、生徒が逮捕・補導されるような事案について、教育委員会は、学校から報告を受け、対応の相談があった場合は状況を詳細に聞き取り、必要に応じて、学校に指示することもございます。

警察からの捜査協力依頼があった場合には全面的に協力します。多くの事案は、保護者から学校に情報が提供されるため、保護者とは連絡を密に取れるように対応

します。具体的な対応の内容は状況により様々です。

### 質問⑦

現在発生している事案について伺う。

### 答弁⑦

警察が介入する事案については、あくまでも警察が捜査しますので、捜査協力依頼があれば協力して対応することになります。

なお、個別の事案については答弁できません。

### 質問⑧

少年への指導について伺う。

### 答弁⑧

未然防止という点においては、市内全校で「非行防止教室」を実施しています。内容は各学校の実態に応じて、窃盗や薬物乱用、ネットトラブルやいじめ等について取り扱っております。

実際に警察が犯罪少年を検挙した場合、全件送致主義の原則の下、家庭裁判所に送致され、家庭裁判所での判断が下った後に、学校は保護者や関係機関と連携を取りながら対応することになります。

いずれの場合も生徒にとって保護者の関わり方は非常に重要であるため、学校としても可能な支援をしていくことが大切であると捉えております。

## (1) 学校教育を巡る諸問題への対応

### ② 教職員不足の現状と課題

#### 質問①

教職員を取り巻く環境が大きく変わってしまい、働く魅力を感じられなくなってしまう状況を憂っています。まずは市内小・中学校における教職員不足の現状を伺います。

#### 答弁①

令和5年度の本市の教員の任用状況についてですが、年度当初は欠員なく新年度を迎えております。また、臨時的任用教職員につきましては、任命権者である埼玉県教育委員会だけでなく、退職者や大学、関係機関等と連携し、代員等の確保に努めております。

しかしながら、他都県や他市も本市と同様に臨時的任用教職員を探しているため、代員の配置には苦慮している状況がございます。

## 質問②

その現状を打破していくために取り組んでいること、取り組んでいきたいことを伺います。

## 答弁②

今年度、教員免許状を取得していながら教職に就いていない方々、いわゆる「ペーパーティーチャー」の方々を対象とした説明会を本市独自で行い、18名の方にご参加いただきました。また、学校見学等もしていただきながら、その中から6名の方が実際の任用へとつなぐことのできる見込みとなっております。

## 質問③

特別支援学級や通級指導教室にも、職員不足の現状はあるか。また、通級指導教室は四小、五小、十小、一中にしか設置されていないが、他にも設置されないのは教職員が不足しているからではないか。

## 答弁③

特別支援学級と通級指導教室は、対象となる児童生徒の数に応じて基準に基づいて設置しております。

通級指導教室におきましては、埼玉県教育委員会の「通級による指導の教員配置要項」に基づき、通級指導を受ける児童・生徒の数に応じて教室を設置しております。

例えば、中学校の発達情緒の教室では、生徒13名ごとに1教室設置され、教員が1名配置されます。現在、中学校で通級指導を受けている生徒は22名おり、朝霞第一中学校に1教室を設置しております。議員ご指摘のような教員不足によって、設置ができないわけではございません。

現在、市内小中学校全ての特別支援学級及び通級指導教室に欠員なく教員を配置できております。

今後、通級指導教室の入級者が増加することがあれば、配置要項に基づき他校への設置を検討することになります。

## 教育長報告事項

## 令和5年度「いじめ防止に向けた取組」実施報告書まとめについて

## 各学校の主な取組について (小学校)

## 朝一小

- ・独自の心と生活アンケートの実施により、児童の実態を把握した。
- ・いじめ防止標語づくりの取組みにより、いじめは絶対に許さないという意識が高め、いじめを自分事として捉えさせた。
- ・朝会での校長講話や校舎内の掲示物等により、いじめ撲滅に対する意識を高め、いじめは絶対に許されないものだという考えを広めた。
- ・夏季休業中にいじめの防止の研修を行うことによって、いじめに対する感度を高めた。児童の小さな変化、異常を見逃さない雰囲気が高まった。
- ・生徒指導部会において、本校のいじめ防止基本方針を再検討した。

## 朝二小

- ・いじめ防止月間中に、「学校いじめ防止基本方針」の確認と見直しを行い、職員全体で共通理解の下で指導にあたっている。
- ・10月中にアンケートを実施し、児童の実態把握及び対応に活用できた。気になる回答があった児童には、担任が速やかに面談を行い、詳細な状況把握と見守りを続けている。
- ・いじめが疑われる回答をしている児童と速やかに面談を行い、早期発見と解決に向けた報告・対応に役立てることができた。
- ・毎週水曜日の「児童会によるあいさつ運動」、また月一回程度の「学校応援団によるあいさつ運動」など、あいさつに全校と地域で取り組んだ。
- ・いじめ防止標語を全校児童から募集し、良い作品をお昼の校内放送で紹介し、「笑顔あふれるあたたかい学校宣言」に入れ込む形で教室に掲示した。また学校ホームページと学校便りにも標語を掲載し、保護者へも周知した。また、校舎外のフェンスにも代表作品を掲示した。
- ・個人面談週間（12月上旬）を実施し、児童の実態について全家庭と情報共有した。
- ・いじめ防止月間に手紙を配布し、いじめをなくすためにできることを親子で考えてもらい、全校児童が標語づくりに取り組んだ。

## 朝三小

- ・いじめや問題行動など児童への指導内容や見守りが必要な児童について職員集会の時間に全教職員に報告を行い、情報共有することに努めた。
- ・年度当初に一人一人の実態把握を行い個別の指導・支援計画等について共通理解を図ることができた。この後、2月に児童の変容等について確認する予定である。
- ・教育相談日では、保護者から児童の学習や生活などに関する悩みや困り感を聞くよう心掛けた。今年度は6月と12月に全児童保護者と個人面談を行い、学校生活アンケートを活用して、学校での様子について保護者と情報共有を図った。
- ・いじめ防止基本方針の見直しとその具現化として、児童が互いを認めあうことができる学級を目指し、「今日のキラリ賞」などの実践をしている。教職員へは生徒指導ハンドブックを活用し研修した。
- ・インターネットの使い方と注意点について（懇談会で説明、資料配付）  
正しい使い方と起こりうるトラブルについて懇談会で説明、資料配付を行い、保護者と共通理解を図った。また、タブレットの使用の児童版と職員版のきまりを教室掲示している。

#### 朝四小

- ・学級の児童の様子を担当が把握できるよういじめアンケートを5, 11月に実施した。他のアンケートの結果等も活用し、児童との面談や見守り、声掛け等の機会を設けた。
- ・児童、保護者に対して「ひとりではやまないで」を配付し、「子ども相談室「スクールカウンセラー」などの関係機関の情報、問合せ先を周知することができた。
- ・中学校生徒指導担当教諭と連携し、生徒指導の情報について共有した。
- ・学校だより・学年だより・学級通信等で日々の学校・学級の様子を家庭に発信した。
- ・生徒指導部を中心に、職員会議ごとの情報交換などの機会を設け、少しでも気になる児童について情報を共有し、指導・見守り体制をつくることができた。
- ・いじめが発見された場合に、組織として適切な対応策についての検討及び対応ができた。

#### 朝五小

- ・学校運営協議会に出席し、いじめ防止について熟議し、校内の共通理解や指導方法について意見を伺うことができた。
- ・夏季休業中の三校合同生徒指導研修において、夏季休業明けに児童一人一人の様子を見るよう共通理解を図るとともに、いじめや問題行動等が発覚した際は、担任が一人で抱え込まず、組織で協力して対応することについて再確認した。
- ・埼玉県いじめの防止等基本的な方針やTs2019、朝霞市いじめの防止等基本的な方針資料、朝霞市いじめ撲滅宣言についての理解・周知を行った。
- ・教育相談部を中心に「児童理解研修」を実施した。
- ・学期ごとの「心のアンケート」(全学年)、「心と生活アンケート」(高学年)を実施し、心配な児童について聞き取りや面談を行った。
- ・個人面談において、保護者との連携を図った。(11月)
- ・いじめを受けた児童、保護者との面談を定期的に実施し、支援・見守りを行っている。引き続き、今後も寄り添い、支援・対策を行っていく。いじめを行った児童への指導と保護者への助言・支援を行っている。今後も「いじめ根絶」に向けて組織で取り組んでいく。
- ・保護者・PTAと連携して、電話・面談・家庭訪問を実施した。
- ・いじめ防止に関する標語を募集し校内に掲示する予定。(3学期)
- ・人権感覚育成プログラムの周知と実践を呼び掛けた。

#### 朝六小

- ・全校朝会での校長講話や子ども人権メッセージ、いじめ撲滅宣言の紹介により、人権に対する意識の向上を目指し、児童への啓発活動を行った。
- ・チャイム着席、チャイム終了の励行、正しい言葉遣い等、落ち着いた学習環境を整えるための学級経営について、若手教員向けに指導技術を共有する研修を行った。
- ・代表委員会や生活委員会の児童が主体となり、朝のあいさつ運動、啓発ののぼり作成など、児童が主体的に計画し、活動に取り組んだ。
- ・YouTube と Facebook、配信メール、学校HP を活用し、いじめ防止月間について保護者への啓発を行った。
- ・「心のアンケート」「心と生活アンケート」を活用し、迅速な状況把握と対応を行った。
- ・担任・学年と生徒指導主任・管理職双方の情報の齟齬を防ぐため、情報伝達・共有の仕組みについても改編し、様々な立場の教員が児童・保護者に寄り添いながら、解決できる環境づくりを行った。

### 朝七小

- ・いじめの定義について確認した。学年・学校全体で情報を共有し、必ず複数人で対応する。
- ・「朝霞第七小学校 いじめ防止基本方針」「彩の国 生徒指導ハンドブック New 1's2019」等を活用し、いじめの未然防止・早期発見・早期解決を図る。
- ・各学級において、いじめを絶対に許さないという雰囲気づくりを行う。
- ・5, 6年生は「心と生活アンケート」を実施し、児童の様子を把握するように努めた。1～4年生については、学校作成の学校生活アンケートを実施し、結果の気になる児童を中心に担任が面談を行い、適切な助言をするようにした。必要に応じて保護者との面談の機会を設けた。毎月タブレット端末を活用した生活アンケートを実施した。
- ・特別の教科 道徳において、いじめ防止の観点を踏まえた内容項目の重点的指導を行った。また、そのために各担任が教材研究を深め、授業に生かすよう努めた。
- ・12月に非行防止教室を実施し、ネットいじめやトラブルについて学習する機会を設けた。
- ・「ひとりでなやまないで」を10月に全家庭に配付し、家庭への周知を図った。
- ・いじめはどのクラスにも起こりうるということを全職員が認識することで、児童の変化を見落とさず、いじめの未然防止に努めている。引き続き、日頃から人権感覚を養い、より良い人間関係を築くことができるように指導を充実させていく必要がある。

### 朝八小

- ・各学期に2回実施（学級によってはさらに複数回実施）することで、児童の変容や学級・学年の実態を把握することができた。その後、児童一人一人と面談時間を設け、小さなことであっても悩みや困り感を共感的に受け止めることで、児童一人一人への支援を充実させた。
- ・学校朝会において「周りの人への思いやりの心を持ち、自分で考えて行動し、たくさんの人と関わり合える八小の子どもたち」という目指す児童の姿を全校児童に伝えた。各月の朝会においても、その姿を意識させながら話を進めることができた。また、職員会議等で共通の認識を持ち、学年・学級に応じた児童を行うことができた。
- ・11月16日には、埼玉弁護士会から講師を招聘し、第6学年に向けたいじめ防止教育を行った。「どんなことがいじめなのか」「心のコップが一杯になってしまうとどうなるのか」（いじめを受けた人にはどんな影響があるのか）「学級でいじめが起きてしまったときには、どんなことができるのか」について講師から講話を受けた。
- ・管理職、生徒指導主任が適宜、教室等の巡回を行い、いじめに関係する児童や学級の様子を複数の目で見ることができた。担任以外の先生に相談しやすい雰囲気を作ることができた。
- ・校長を中心に、ポストに入っていた内容については、児童と直接話をしたり、学級担任に相談の上で対応したりすることで、児童が安心して過ごせる雰囲気や相談しやすい雰囲気づくりに繋げることができた。

### 朝九小

- ・「ひとりでなやまないで」を全児童に配付した。学校だけでなく、様々な機関が子どもたちを見守っていることを児童に伝えることができた。
- ・「心と生活アンケート（5, 6年生）、学校独自のいじめアンケート（1年生～4年生）」実施後の面談と追跡調査を実施することで、児童一人一人の交友関係や悩みなど、実態を把握し指導に役立てることができた。児童理解が深まるとともに、いじめの芽を早期に発見することができた。
- ・いじめに関する保護者アンケートを保護者に配付することで、保護者の方々に自分の子がいじめにあっていないか考える機会を設けることができた。
- ・全校朝会での校長講話を通して、相手が嫌な気持ちになる言葉を発したり行動をしたりしないこと、相手のことを思いやることが楽しい学校生活学級に繋がることを確認した。

(次ページ)

- ・代表委員による、いじめの防止、撲滅に関する宣言ポスターの作成と掲示をすることで、いじめに対する自身の取り組み方を具体的に自覚させることができた。
- ・道徳教育や生活目標(思いやり)との関連をもたせた指導により、平月よりも「いじめ防止」について意識して生活させることができた。
- ・学級ごとに、いじめ防止等の宣言を掲示し、いじめに対する自身の取組方を自覚させることができた。

#### 朝十小

- ・アンケートを実施し、児童の心の状態をつかむようにした。気になる点はすぐに、担任が一人一人に確認をしていた。学校だけでなく家庭の悩みも聞くことができた。
- ・本校で毎月25日に実施しているニコニコの日「心のふりかえり」によって、いじめの未然防止、早期発見、早期対応につなげることができた。
- ・道徳主任と連携し、「いじめ防止」に係る道徳の授業を全学級で実施した。主任が参考になる資料を厳選し、授業に取り組むための環境を整えたことで、学年で共通した題材を取り上げることができ、効果が上がった。
- ・全校朝会の校長講話の中で、いじめに関する話をした。いつも話をしている担任に加えて、校長が話をするすることで、児童の理解が深まった。
- ・いじめを考えるキャンペーンとして「仲良し宣言」に全校児童が取り組み、宣言を書いた短冊を校内に展示し、いじめについての考えを深めることができた。また、月初めに「あいさつ運動」を行い、明るい挨拶を心がけることで、人間関係の構築に役立てた。
- ・毎月行っている生徒指導部会での学年の様子報告の際、部員と管理職で確認し、いじめの認知の判断を行っている。また、いじめと認定した件に関して、その後の指導や見届けについてデータとして残し、見届け3ヶ月を終えるまで、どのような対応をしてみたのかを職員全員で見守ることができるような取組をした。
- ・学校だよりで、「いじめ防止月間」であることを知らせ、学校での取組などを紹介し、保護者の意識を高めた。学校運営協議会においても「いじめ防止」の取組について共有した。
- ・管理職による「校内巡視」を通し、様々な管理職のアドバイスにより、学級経営に役立った。
- ・日頃から楽しく豊かな学級づくりのために、エンカウンター等に取り組んだことでいじめの未然防止につながった。

## 各学校の主な取組について（中学校）

### 朝一中

- ・「いじめ撲滅宣言」を受け、生徒会を中心にオレンジリボンキャンペーンの実施を検討している（3学期実施予定）。
- ・生徒の実態アンケートを通し、いじめの早期発見・早期対応に努めた。今年度は、いじめ防止月間に合わせ教育相談週間を設定し、1・2年生は二者面談を6月と9月に、3年生は6月と11月の三者面談期間に合わせて行った。アンケートの結果を踏まえた対応といじめの有無の確認、嫌がらせなどを受けていないかなどの把握に努めた。その中で、コロナ禍を経験してきた生徒の様子に変化が見られる。おとなしい生徒が増えており、表立ったトラブルは少なくなっているが、人との接点が少なかったため、コミュニケーションを取ることが苦手な人間関係を築く中でのトラブルがいじめに発展する傾向がある。
- ・生徒指導部会、教育相談部会、生徒指導委員会等を活用し、生徒の情報を共有した。また、チーム一中として、SCやSSWとの連携も図った。今年度は埼玉県警察のSS制度も活用し、いじめが関係するような生徒指導事案に対し指導・助言をいただいた。結果として、早い段階でいじめを認知し早期解決に至るものが多い。

### 朝二中

- ・「心と生活アンケート」を11月に実施し、その結果を担当が把握した。「生きていてもしかたがない」「悪口を言われたり、いやな噂を流される」等の項目に該当する生徒を重点に全生徒と教育相談的な視点からすみやかに二者面談を実施した。個々の生徒の実態を把握して、担当が適切に指導することができた。
- ・月に一度行われる生徒指導委員会での反省や取り組みをもとに、後期の委員会の活性化を促し、生徒自ら取り組み自律的な集団作りに取り組んだ。
- ・さわやか相談室との連携を強化した。不登校気味の生徒への対応や継続観察の生徒へのアプローチの仕方など相談を密に行った。さわやか相談室だよりで、一人で悩まず相談することを奨励し、利用する環境づくりを推進できた。
- ・日々の授業では意欲を高め、わかる授業を行うように指導法の工夫をするために、定期的に教科会や研修の中で話し合いをした。また、8:25登校の推奨と朝読書の充実、テスト前の朝学習の充実などを図り、落ち着いた学校生活の基盤を作った。
- ・読書週間の設定や朝読書を毎日継続するとともに、学級指導や朝の登校指導などの活動をすることで、生徒相互で望ましい言葉遣いが行われ、明るいあいさつが交わされている。

### 朝三中

- ・校内研修において、道徳教育推進教師が、道徳で育むべき資質・能力の講義をするとともに、講師を招き、学年ごとに研究授業を実施し、協議をすることで道徳の授業改善に努めた。そのことが、生徒の豊かな心の育成につながったと考える。
- ・生徒一人一人と十分に相談の時間をもつために、特別時間割で、6時間目をカットし、二者面談の時間に充てた。そのことで、普段問題がないと捉えていた生徒から悩みを聞き出すことができ早期に対応し、不登校等で連絡が取りづらくなっていた生徒と面談を実施し、状況を把握した。
- ・生徒指導部会、教育相談部会を定期的開催することで、問題を早期に把握し、対応することができた。また、生徒指導、教育相談に対する考え方や対応方針等も、部会から学年に共有し、組織的に対応することができた。しかしながら、事象を軽視し、共有されない事案もあった。学校全体で、報告・連絡・相談を行いやすい環境づくりを進めていく必要がある。

（次ページ）



- ・各種チラシを配布するとともに、外部講師を招いた非行防止教室を実施し、保護者にも参加してもらい、現代のいじめの現状や家庭での注意点等について情報を共有し、今後の対応について確認した。
- ・配慮が必要な生徒について、こども未来課、子ども相談室等と連絡を密に取り、必要に応じて、ケース会議等を開き、情報の共有、早期対応に努めた。

#### 朝四中

- ・「心と生活アンケート」を11月に実施し、その結果を担当が把握し、気になる回答の生徒を重点的に、全生徒に対して速やかに二者面談を実施し、個々の生徒の実態を把握した。
- ・各委員の活動内容を精査し、生徒の自主的な行動、自律的な集団作りに取り組んだ。生徒会を中心に生徒の活躍の場も増え、積極的に取り組んでいる。生徒自らが学校づくりに直接関わっているという意識づけができています。全体として落ち着いて規律ある生活ができています。
- ・さわやか相談室との連携を引き続き強化し、スクールカウンセラーとも連携し、面談業務を充実し、情報収集と情報の共有を行い不登校気味の生徒への対応や経過観察の生徒へのアプローチの仕方など計画的に行った。さわやか相談室だよりにて、一人で悩まず相談することを奨励し、環境づくりを推進した。
- ・道徳や人権教育を充実させることで生徒の意識を変えられると考え、さらに取り組んでいく必要がある。
- ・やりとり帳での共有によって生徒一人一人への対応が早くなり、問題が大きくなる前に対処することができた。

#### 朝五中

- ・面談期間を十分に設定し、一人ひとりに時間をかけて話を聞く機会をとることができた。配慮を要する家庭とは連絡を密にし、連携できた。
- ・道徳の授業では、全職員で取り組み、ローテーションを組んで授業を行った。多様な価値観に触れさせ、多面的・多角的に考え、伝え合う授業を実施することで、人権感覚の涵養を図った。
- ・生徒全員で「いじめゼロ宣言」カードに記入し、掲示することで、いじめを絶対に許さないという想いをみんなが共有することができた。
- ・本校独自の「心と体のアンケート」を1、2学期実施した。生活記録ノートに悩みを書く生徒も多く、学年全体で分担して話を聞くことができた。
- ・教育相談部会で各学年の情報を共有できた。計画的に相談員やスクール・カウンセラーの面談につなぐなど保健室、相談室との連携も密にし、指導にあたることができた。

※全小・中学校にて「心と生活アンケート」の実施と「ひとりでなやまないで」の配付を行った。

## 教育長報告事項

## 令和6年度埼玉県学力・学習状況調査について

令和5年7月13日付けで埼玉県教育委員会教育長より令和6年度埼玉県学力・学習状況調査への参加意向の確認がございました。

朝霞市教育委員会といたしましては、埼玉県教育局南部教育事務所長宛てに参加する旨の回答をしたことを報告いたします。

## 1 調査の名称

令和6年度 埼玉県学力・学習状況調査

## 2 調査実施日

令和6年4月24日（水）から5月22日（水）までのうち、市町村教育委員会が実施可能な日

## 3 調査事項

## (1) 児童生徒に対する調査

## ア 教科に関する調査

## (ア) 教科

小学校第4学年から第6学年まで 国語、算数

中学校第1学年 国語、数学

中学校第2学年及び第3学年 国語、数学、英語

## (イ) 出題範囲

学習指導要領に示された内容のうち調査する各学年の前学年までの内容

## イ 質問紙調査

学習意欲、学習方法及び生活習慣等に関する事項

## (2) 学校及び市町村教育委員会に対する調査

学校における教育活動並びに学校及び市町村における教育条件の整備等に関する事項

## 4 実施方法

タブレット端末等を使用する調査 (CBT : Computer Based Testing)

## 教育長報告事項

## 令和6年度全国学力・学習状況調査について

令和5年11月15日付けで員会教育長より令和6年度全国学力・学習状況調査の実施について連絡がございました。

朝霞市教育委員会といたしましては、調査を円滑に実施するため、適切に対応していくことを報告いたします。

## 1 調査の名称

令和6年度 全国学力・学習状況調査

## 2 調査実施日

令和6年4月18日（木）

## 3 調査事項

## (1) 児童生徒に対する調査

## ア 教科に関する調査

## (ア) 教科

小学校第6学年 国語、算数

中学校第3学年 国語、数学

## (イ) 出題範囲

学習指導要領に示された内容のうち調査する各学年の前学年までの内容

## (ウ) 出題内容

①身に付けておかなければ後の学年等の学習内容に影響を及ぼす内容や、実生活において不可欠であり常に活用できるようになっていることが望ましい知識・技能など

②知識・技能等を実生活の様々な場面に活用する力や、様々な課題解決のための構想を立て実践し評価・改善する力など

## イ 質問紙調査（学習意欲・学習方法・学習環境・生活の諸側面等）

## (2) 学校に対する質問紙調査

学校における指導方法に関する取組や学校における人的・物的な教育条件の整備の状況等に関する質問紙調査を実施する。

## 教育長報告事項

## 令和5年度朝霞市ふれあい推進事業について

事業名	期日	概要	参加者数
・朝霞第一中学校区 …一小、四小、六小、一中	10月29日 (日)	10月29日(日)の朝霞市内一斉大清掃と併せ、朝霞第四小学校、朝霞第六小学校、朝霞第一中学校と共に通学路や黒目川の河川敷の清掃を保護者や町内会、地域の方々とふれあいながら行いました。拾ったごみを各小中学校で景品と交換し、朝霞第一小学校と朝霞第四小学校においては、保護者・児童・教員が協力をして、学校園に花の苗を植える活動を行いました。	小 291人 中 17人 高 0人 一般 323人 役員等 72人 計703人
・朝霞第二中学校区 …二小、七小、九小、二中	11月11日 (土) 10:30～ 15:00	今回は4年ぶりの開催となりました。体育館では二中吹奏楽の演奏や二中鳴子の演舞の発表が行われました。校庭では岡町内会・向山町内会による模擬店が大変にぎわっていました。朝志ヶ丘自治会には、神輿担ぎ体験を実施していただき、予想以上の子供たちが参加してくれました。各小学校のPTAがヨーヨー釣りや当てくじ、射的を催していました。校舎内では、カインズホームや民生委員によるワークショップが開かれ、どちらも大変にぎわっていました。多くの子供や大人が参加し、たくさんの笑顔が見られました。	小 215人 中 213人 一般 213人 役員等 59人 計700人
あいさつ運動推進キャンペーン ふれあいまつり ・朝霞第三中学校区 …五小、十小、三中 (朝霞第五小学校にて)	12月2日 (土) 9:00～ 12:00	天候にも恵まれ、400人近くの参加者があり、三中校区の児童生徒・保護者・地域の交流を深める貴重な機会となりました。五小鳴子「けやきっこ」と三中鳴子「みつばち」による演舞、十小「歌の輪」の児童による合唱、三中吹奏楽部による演奏等の披露により、大変賑やかなものとなりました。あいさつ運動推進キャンペーンの「看板作り」では、子供たちの創意工夫を生かした50枚の看板を作成することができました。後日、地域ごとに分かれて設置することになっております。	小 133人 中 33人 一般 180人 役員等 36人 計382人
第12回ふれあいまつり ・朝霞第四中学校区 …八小、四中 (朝霞第八小学校、朝霞第四中学校にて)	10月28日 (土) 10:00～ 14:00	昨年度に引き続き朝霞霞第四中学校、朝霞第八小学校を会場として開催しました。当日は突然の雨に見舞われましたが大きな混乱もなく実施でき、モノづくり体験や模擬店等、約50の出店があったほか、四中吹奏楽部や高校生によるステージも大いに盛り上がりました。また、四中生徒がポスター作成や当日の販売を手伝う等、学校、保護者、町内会、近隣高校が一体となつての開催となりました。	小 1541人 中 606人 高 98人 保護者 790人 一般 1143人 役員等 70人 計4,248人
“FUN! FUN! FUN! 18” 楽しいことい〜っばい! ・朝霞第五中学校区 …三小、五中 (朝霞第三小学校にて)	11月11日 (土) 12:00～ 15:00	開会の前から校舎内のみならず、校庭や校門前のスペースにも多くの参加者が見られ、とても賑わっておりました。焼きそばや野菜などの販売や、ふれあい動物園やストラックアウトなどの体験、三小と五中の特別支援学級の手作り販売にも長蛇の列が見られました。三小の会場でしたが、五中からボランティアの生徒の参加や美術部の出店もありました。17の団体の催し物を、参加した子供たちだけでなく保護者や地域の方が楽しみ、明るい声が響く一日となりました。	小 690人 中 50人 保護者 821人 役員等 223人 計1,784人

総計7,817人

教育長報告事項

関東大会・全国大会出場者の市長表敬訪問について

- 1 開催日 令和5年12月14日(木)  
午後 3時30分から午後 4時20分
- 2 会場 朝霞市役所 別館5階 大会議室(手前)
- 3 表敬訪問該当生徒 別紙1 参照
- 4 当日の様子
  - ・当日は、朝霞第一中学校2名、朝霞第二中学校3名、朝霞第三中学校16名、朝霞第四中学校2名 合計23名の生徒と9名の教員が出席した。

(別紙1) 令和5年度全国・関東大会等出場者生徒一覧

朝霞一中2名 朝霞二中3名 朝霞三中16名 朝霞四中2名 合計23名 7グループ

		団体名	生徒氏名	ふりがな	種目等	関東・全国大会(正式名称)
朝霞第一中学校	1	吹奏楽部	赤倉 波	あかくら みなみ	吹奏楽	第29回西関東吹奏楽コンクール 金賞 第71回全日本吹奏楽コンクール 銀賞
	2		松川 心音	まつかわ ここね		
朝霞第二中学校	1	剣道部	小林 咲菜	こばやし さきな	剣道女子個人戦	第48回関東中学校剣道大会 ベスト16
	2		猪鼻 沙智	いのはな さち	剣道女子団体戦	第48回関東中学校剣道大会 出場
	3	新体操	本間 裕梨	ほんま ゆり	女子個人総合	第54回関東中学校新体操大会 出場
朝霞第三中学校	1	陸上競技部	井村 開	いむら かい	男子200m	第51回関東中学校陸上競技大会 出場 第50回全日本中学校陸上競技選手権大会 出場
	2		阿部 あかり	あべ あかり	女子100mH	第51回関東中学校陸上競技大会 出場 第50回全日本中学校陸上競技選手権大会 出場
	3		上月 郁奈	じょうげつ ふみな	女子走幅跳	第51回関東中学校陸上競技大会 8位 第50回全日本中学校陸上競技選手権大会 出場
	4		村中 理央	むらなか りお	女子4×100mR	第51回関東中学校陸上競技大会 6位 第50回全日本中学校陸上競技選手権大会 7位 第69回全日本中学校通信陸上競技大会 3位
	5		橋本 蒼空	はしもと そら		
	6		國分 ここね	こくぶん ここね		
	7		舘 寿美礼	たち すみれ	女子4×100mR	第51回関東中学校陸上競技大会 6位 第50回全日本中学校陸上競技選手権大会 7位
	8	新体操	飯森 木陽花	いいもり きよか	新体操個人 (リボン・フープ)	第54回関東中学校新体操大会 個人総合10位 フープ6位 リボン出場 第54回全国中学校新体操大会 個人総合15位
	9		須藤 愛	すとう あい	新体操団体	第54回関東中学校新体操大会 出場
	10		土橋 みゆう	どばし みゆう		
	11		春日 柚希	かすが ゆずき		
	12	野尻 明	のじり めい			
	13	吹奏楽部	加藤 ゆず	かとう ゆず	吹奏楽	第29回西関東吹奏楽コンクール 金賞
	14		金森 歩花	かなもり ほのか		
	15		青山 暖	あおやま だん		
	16		高橋 花音	たかはし かのん		
朝霞第四中学校	1	吹奏楽部	岩田 菜々美	いわた ななみ	吹奏楽	第29回西関東吹奏楽コンクール 金賞 第23回東日本学校吹奏楽大会 銅賞
	2		駒場 純佳	こまば すみか		

## 教育長報告事項

## 令和5年度第2回朝霞市社会教育委員会議について

- 1 事業名 令和5年度 第2回朝霞市社会教育委員会議（研修会）
- 2 開催日時 令和5年12月13日（水）午後2時00分～午後3時30分
- 3 場所 朝霞市役所 別館5階 大会議室（奥）
- 4 出席者数 社会教育委員 15人中12人出席  
事務局 堀川生涯学習部次長兼生涯学習・スポーツ課長、渡邊生涯学習・スポーツ課長補佐兼生涯学習係長、五味主任、斉藤主任、小林主事補
- 5 会議の公開 非公開の別 公開 傍聴者 なし
- 6 議題

- (1) 研修会「朝霞市の生涯学習及び社会教育の取組について」
- (2) その他

## 7 会議の概要

## (1) 研修会「朝霞市の生涯学習及び社会教育の取組について」

渡邊生涯学習・スポーツ課長補佐兼生涯学習係長より、生涯学習・スポーツ課が所管する生涯学習、スポーツの取組についてパワーポイント資料による説明を行い、その後、委員より御意見や御提言などいただきながら、研修会方式で会議を実施しました。

説明後に委員からは、「朝霞市の生涯学習でこのような事業を実施しているのは知らなかった」、「事業についてもっとPRしてはどうか」、「生涯学習事業の推進に当たって企業や学校とのタイアップが課題」などの意見が出るなど、活発な御意見や御提言をいただきました。

今回の会議は、7月の委員改選後でもあり、新たな委員の方もおられたため、改めて社会教育委員の皆様、生涯学習における委員の役割について御確認いただくとともに、朝霞市の取り組み事例を紹介し、委員の生涯学習に関する理解を深め、本市の生涯学習施策をより御理解いただくことを目的として開催したところ、90分間に及ぶ充実した会議（研修会）となりました。

## (2) その他

南部教育事務所が主催する、令和6年1月23日開催予定の「令和5年度南部地区社会教育関係委員・職員研修会」の御案内を委員の皆様にお伝えし、出欠の回答を依頼しました。

また、令和5年度第3回の社会教育委員会議を2月中旬に開催予定であることをお伝えしました。

【資料】

## 朝霞市社会教育委員名簿

令和5年7月1日～令和7年6月30日

選出の区分	氏名	職名又は所属	備考
学校教育関係者	田邊 雅也	朝霞第六小学校長	出席
	唐松 善人	朝霞第一中学校長	欠席
	原 浩明	県立朝霞西高等学校長	出席
社会教育関係者	藤井 文雄	文化協会幹事	出席
	蕪木 利秋	スポーツ協会理事長	出席
	金子 幸男	青少年育成市民会議理事	出席
	蔵田 ひとみ	図書館利用者	出席
	渡邊 俊夫	子ども会連合会会長	出席
	齋藤 光司	人権教育推進協議会会長	出席
家庭教育向上活動者	渡邊 裕介	朝霞市保護者代表連絡会会長	欠席
学識経験者	古川 覚	東洋大学教授	欠席
	木村 啓子	大東文化大学非常勤講師 (元尚美学園大学教授)	出席
	小島 真知子	元社会教育指導員	出席
	野本 一幸	市議会議員	出席
公募委員	高野 正芳	公募市民	出席



## 教育長報告事項

## 令和6年朝霞市成人の日記念式典について

- 1 日 時 令和6年1月8日(月) 第1部 午前10時30分～11時30分  
第2部 午後 2時00分～ 3時00分
- 2 会 場 朝霞市民会館(ゆめぱれす)
- 3 該当者及び参加者数

		該当者数	参加者数	参加率
令和4年	男	725人	481人	66.3%
	女	728人	460人	63.2%
	計	1,453人	941人	64.8%
令和5年	男	732人	485人	66.3%
	女	653人	423人	64.8%
	計	1,385人	908人	65.6%
令和6年	計	1,296人	896人	69.1%

※令和6年より、埼玉県等にならい男女別人数の集計を実施していません。

- 4 主 催 朝霞市・朝霞市教育委員会
- 5 内 容

穏やかな冬晴れの中、昨年同様大勢の参加者をお迎えすることができ、滞りなく盛会のうちに成人の日記念式典を挙行することができました。今年度も会場の定員数を考慮し、式典を中学校区(出身中学校)ごとに分けた2部制としました。

式典で参加者に配布した記念誌の編集や当日の式典運営等には、市内各中学校から推薦され、本人及び保護者から承諾をいただいた「記念誌編集委員」の10名に携わっていただきました。準備から当日まで当事者としての意見を出し合いながら、熱心に取り組んでいただきました。

今回の式典より新型コロナウイルス感染症以前の次第に戻し、東洋大学管弦楽団の生演奏とともに進行され、市議会議長、県議会議員2名をお招きし、祝辞を賜りました。また、記念誌編集委員が二十歳のメッセージや答辞において、希望を胸にそれぞれの未来へ向けた決意を新たに述べたところ、会場からは大きな拍手がありました。

来年の式典につきましても、二十歳の門出を祝うよき日として記憶に残るものとなるよう、また、滞りない運営となるよう取り組んでまいります。

## 議案第5号

### 朝霞市学校給食運営審議会委員の委嘱について

朝霞市教育委員会教育長に対する事務委任規則第2条第1項第7号の規定に基づき、下記のとおり朝霞市学校給食運営審議会委員の委嘱について議決を求める。

令和6年1月25日提出

朝霞市教育委員会教育長 二見 隆久

#### 記

#### 1 委嘱について

- (1) 発令事項 朝霞市学校給食運営審議会委員を委嘱する。  
任期は令和6年1月25日から令和6年6月30日までとする。
- (2) 発令年月日 令和6年1月25日
- (3) 発令候補者

氏名	職業又は所属・職名	新任・再任の別
高堀 亮太郎	市議会議員	新任
宮林 智美	市議会議員	新任
獅子倉 晴樹	市議会議員	新任

- (4) 委嘱の根拠 朝霞市学校給食運営審議会に関する条例第4条

議案第6号

朝霞市社会教育委員の委嘱について

朝霞市教育委員会教育長に対する事務委任規則第2条第1項第7号の規定に基づき、下記のとおり朝霞市社会教育委員を委嘱することについて議決を求める。

令和6年1月25日提出

朝霞市教育委員会教育長 二見 隆久

記

1 委嘱について

- (1) 発令事項 朝霞市社会教育委員を委嘱する。  
なお、任期は令和6年1月25日から  
令和7年6月30日までとする
- (2) 発令年月日 令和6年1月25日
- (3) 発令候補者

氏名	職業又は所属・職名	新任・再任の別
の もと かずゆき 野本 一幸	市議会議員	再任

- (4) 委嘱の根拠 朝霞市社会教育委員設置条例第2条第2項

議案第7号

朝霞市博物館協議会委員の任命について

朝霞市教育委員会教育長に対する事務委任規則第2条第1項第7号の規定に基づき、下記のとおり朝霞市博物館協議会委員の任命について議決を求める。

令和6年1月25日提出

朝霞市教育委員会教育長 二見 隆久

記

1 任命について

- (1) 発令事項 朝霞市博物館協議会委員に任命する。  
任期は令和6年1月25日から令和7年2月19日までとする。
- (2) 発令年月日 令和6年1月25日
- (3) 発令候補者

氏名	職業又は所属・職名	新任・再任の別
とねがわ ひとし 利根川 仁志	市議会議員	再任

- (4) 任命の根拠 朝霞市博物館条例第7条

議案第 8 号

朝霞市公民館運営審議会委員の委嘱について

朝霞市教育委員会教育長に対する事務委任規則第 2 条第 1 項第 7 号の規定に基づき、下記のとおり朝霞市公民館運営審議会委員の委嘱について議決を求める。

令和 6 年 1 月 2 5 日提出

朝霞市教育委員会教育長 二見 隆久

記

1 委嘱について

- (1) 発令事項 朝霞市公民館運営審議会委員を委嘱する。  
任期は令和 6 年 1 月 2 5 日から令和 7 年 6 月 3 0 日までとする。(前任者の残任期間まで)
- (2) 発令年月日 令和 6 年 1 月 2 5 日
- (3) 発令候補者

氏 名	職業又は所属・職名	新任・再任の別
小池 貴訓	市議会議員	新任

- (4) 委嘱の根拠 朝霞市公民館設置及び管理条例第 1 5 条第 2 項

議案第9号

朝霞市立図書館協議会委員の任命について

朝霞市教育委員会教育長に対する事務委任規則第2条第1項第7号の規定に基づき、下記のとおり朝霞市立図書館協議会委員の任命について議決を求める。

令和6年1月25日提出

朝霞市教育委員会教育長 二見 隆久

記

1 任命について

- (1) 発令事項 朝霞市立図書館協議会委員を任命する。  
任期は令和6年1月25日から令和8年1月15日までとする。
- (2) 発令年月日 令和6年1月25日
- (3) 発令候補者

氏名	職業又は所属・職名	新任・再任の別
駒牧 容子	市議会議員	新任

- (4) 任命の根拠 朝霞市立図書館条例第3条

議案第10号

「朝霞市立中学校における部活動の方針」の一部改定について

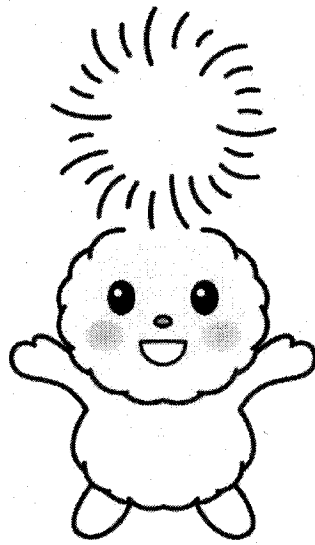
「朝霞市立中学校における部活動の方針」について、一部改定することについて別紙のとおり議決を求める。

令和6年1月25日提出

朝霞市教育委員会教育長 二見 隆久

別紙

# 朝霞市立中学校における部活動の方針（第3版）



©ASAKA POPOTAN

朝霞市教育委員会  
令和6年1月



はじめに

義務教育である中学校における部活動は、学校の教育活動の一環として、スポーツや文化的活動に、興味と関心をもつ生徒が集まり、顧問の教員や外部指導者などの指導の下、自主的、自発的な活動として発展を遂げてきました。そして、多くの生徒の心身にわたる成長と豊かな学校生活の実現に大きな役割を果たし、様々な成果をもたらしてきました。

しかしながら、大会等に向けた過度の練習や活動が生徒の身体的・精神的負担や発達段階への影響があるのではないかと。また、教師の多忙化の一因となっているのではないかと等、社会的にも課題となってきました。そこで本市教育委員会では、平成30年5月に『朝霞市部活動の在り方検討会議』を設置し、生徒の望ましい部活動の在り方について協議してまいりました。そして、生徒、保護者、教職員を対象とした部活動の実態調査を行い、その分析結果をもとに、生徒が生涯にわたってスポーツや文化に親しみ、豊かな生活を実現する基盤となる部活動の在り方を議論し、これを踏まえて『朝霞市立中学校における部活動の方針』を策定し、平成31年1月から運用しているところであります。

学校部活動につきましては、近年特に持続可能性という面で厳しさを増しております。競技経験の少ない教師が指導せざるを得なかったり、休日も含めた部活動の指導が求められたりするなどの教師にとって大きな業務負担となっていること、地域におけるスポーツや文化団体などの指導者と学校との連携・協働が十分ではないことなどの状況も見られます。国では、今後の目指す姿に迫るための改革の方向性として、休日の部活動から段階的に地域移行していくことを基本とし、令和5年度の開始から3年後の令和7年度末を目標時期とすること、地域の実情に応じ、多様なスポーツ等を実施主体とし、学校と連携・協働しながら進めていくことが検討会議の提言として出されたところであります。これを受け、朝霞市といたしましても今後の部活動について検討を進めるべく、朝霞市部活動の在り方検討会議において協議を重ねているところであります。

今後も本市教育委員会は、関係者と連携しながら、持続可能な運営体制の下で部活動の推進を図るものとします。

## 目 次

1	適切な運営のための体制整備	1
	(1) 部活動の位置づけ	
	(2) 部活動の方針等	
	(3) 指導・運営に係る体制の構築	
2	合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取組	2
	(1) 適切な指導の実施	
	(2) 部活動用指導手引等の活用	
3	適切な休養日等の設定	3
4	生徒のニーズを踏まえたスポーツ環境の整備	4
5	学校単位で参加する大会・コンクール等の見直し	5
6	部活動の加入について	5
7	事故防止	6
	(1) 熱中症事故防止	
	(2) 自然災害	
	(3) 校外活動における事故防止	

# 1 適切な運営のための体制整備

## (1) 部活動の位置づけ

### ◆中学校学習指導要領（平成29年改訂 令和3年度全面実施）

#### 第1章 総則

#### 第5 学校運営上の留意事項

#### 1 教育課程の改善と学校評価、教育課程外の活動との連携等

- ウ 教育課程外の学校教育活動と教育課程の関連が図られるように留意するものとする。特に生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動については、スポーツや文化、科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等、学校教育が目指す資質・能力の育成に資するものであり、学校教育の一環として教育課程との連携が図られるよう留意すること。その際、学校や地域の実態に応じ、地域の人々の協力、社会教育施設や社会教育関係団体等の各種団体との連携などの運営上の工夫を行い、持続可能な運営体制が整えられるようにするものとする。

## (2) 部活動の方針等

ア 本市教育委員会は、スポーツ庁策定「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」及び埼玉県教育委員会策定「埼玉県の部活動の在り方に関する方針」を踏まえ、「朝霞市立中学校における部活動の方針」を策定する。

イ 校長は、本方針に則り、「学校の部活動に係る活動方針」を策定する。

ウ 部活動顧問は、年間活動計画（活動日、休養日及び参加予定大会・コンクール等の日程等）並びに毎月の活動計画及び活動実績（活動日時・場所、休養日及び大会・コンクール等の参加日程等）を作成し、校長に提出する。

エ 校長は、上記イの活動方針を学校のホームページへの掲載等により公表する。

オ 市教育委員会は、各学校において部活動の活動方針・計画の策定等が適切に行えるよう、支援を行う。

### (3) 指導・運営に係る体制の構築

- ア 校長は、各部活動から提出される毎月の活動計画及び活動実績の確認等により、各部の活動内容を把握し、生徒が安全に活動を行い、教員の負担が過度にならないよう、適宜、指導・是正を行う。
- イ 校長は、部活動顧問の決定に当たっては、校務全体の効率的・効果的な実施に鑑み、部活動指導員の配置状況を勘案した上で、適切な校務分掌となるよう留意するとともに、学校全体としての適切な指導、運営及び管理に係る体制の構築を図る。
- ウ 市教育委員会は、部活動顧問、部活動指導員等を対象とする指導に係る知識、指導力の向上並びに部活動の適切な運営を図るための研修会を行う。
- エ 市教育委員会は、各学校の実態を踏まえ、部活動指導員等を積極的に活用する。

## 2 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取組

### (1) 適切な指導の実施

- ア 校長及び部活動顧問、部活動指導員等は、部活動の実施に当たっては、文部科学省作成の「運動部活動での指導のガイドライン」（平成25年5月作成）に則り、生徒の心身の健康管理（スポーツ障害・外傷の予防やバランスの取れた学校生活への配慮を含む）、事故防止（活動場所における安全対策等）及び体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。市教育委員会は、学校におけるこれらの取組が徹底されるよう、学校保健安全法等も踏まえ、適宜、支援及び指導・是正を行う。
- イ 運動部顧問は、スポーツ医・科学の見地から、トレーニング効果を得るために休養を適切にとることが必要であること、また、過度の練習がスポーツ障害・外傷のリスクを高め、必ずしも体力・運動能力の向上につながらないこと等を正しく理解する。生涯を通じてスポーツに親しむ基礎を培うことができるよう、生徒とコミュニケーションを十分に図り、技能や記録の向上等それぞれの目標を達成できるよう、限られた時間の中で効果が得られる指導を行う。  
また、指導にあたっては、発達の個人差や成長期における体と心の状態等に関する正しい知識を得た上で指導を行う。

ウ 文化部顧問は、生徒が生涯を通じて文化・科学等に親しむ基礎を培い、生徒とコミュニケーションを十分に図り、それぞれの目標を達成できるよう、限られた時間の中で効果が得られる指導を行う。

エ 部活動顧問は、生徒が互いに協力し、達成感や成就感を味わう中で、他者を思いやる心や望ましい人間関係、連帯感等の社会性を育めるよう指導を行う。

また、生徒の人間関係に十分注意するとともに、生徒間のいじめや過度の上下関係を生まないように留意する。また、いじめが起きた場合には、各学校のいじめ防止基本方針に基づき早期に対応する。

オ 部活動は、必ず指導者（部活動顧問等）の監督指導の下で実施する。

カ 部活動の指導において、部顧問、部活動指導員等による以下のような発言や行為は決して許されないものである。また、先輩、後輩等の生徒間でも同様に許されないものである。

- ・殴る、蹴る等の暴力行為。
- ・パワーハラスメントと判断される言葉や態度による脅し、威圧・威嚇的発言や行為、嫌がらせ等。
- ・セクシャルハラスメントと判断される行為や発言。

## （２）部活動用指導手引等の活用

部活動顧問、部活動指導員等は、県教育委員会が作成する指導手引きや「運動部活動指導資料」、各スポーツ競技の国内統括団体等が作成する指導手引等を活用して、２（１）に基づく指導を行う。

## 3 適切な休養日等の設定

- （１）部活動における休養日及び活動時間については、成長期に当たる生徒が、運動・食事・休養及び睡眠のバランスのとれた生活を送ることができるよう、スポーツ医・科学の観点からのジュニア期におけるスポーツ活動時間に関する研究も踏まえ以下を基準とする。なお、この規定における一週間とは、「月曜日から日曜日まで」とする。

ア 学期中及び長期休業日において、**週当たり２日以上**の休養日を設ける。  
（平日は少なくとも１日以上、週休日も少なくとも１日以上を休養日とし、休養日が確保できなかつた場合は、他の日に振り替える。）

イ 練習試合等で活動日が全日となってしまった場合は、必ず他の日に休養を振り替える。

ウ 長期休業中の休養日の設定については、**連続した一週間程度の休養日**を設定する。

エ 長期休業日において、**閉庁日（お盆、正月の時期）**には、原則活動しない。

オ 活動時間は、**長くとも平日では2時間程度（朝練習は含まない）、長期休業中を含む学校休業日は、3時間程度**とし、できるだけ短時間に合理的かつ効率的・効果的な活動を行う。

カ 校長の承認により**年間4回の大会及びコンクール（地区大会2回。他の2回においては、部活動ごとに決定する。）**において、**その開催日の前2週間に限り**（定期テスト前の部活動停止期間を除く。）規定によらず活動することができる。ただし、**1週間の活動時間の上限を16時間程度**とする。

キ 上位大会（県大会以上）に出場が決定した部活動は、校長の承認により規定によらず活動することができる。ただし、実施の際には、保護者の理解を得ること。

ク 朝練習は原則行わない。

校長の承認により**年間2回の大会及びコンクール（学校総合体育大会と新人総合体育大会の2回。大会に該当がない場合は2回の大会及びコンクールについて部活動ごとに決定する。）**において、**その開催日の前2週間に限り**（定期テスト前の部活動停止期間を除く。）規定によらず活動することができる。

平日に朝練習を行う場合は、少なくとも週に一日以上の休養日を設ける。

ケ **部活動に係る泊を伴った校外活動（いわゆる合宿）については、原則として行わない。保護者等主催によるものであっても同様とする。また、外部団体の実施する合宿等については、校長が確実に状況を把握すること。**

(2) 市教育委員会は、上記基準のとおり定めた休養日及び活動時間を踏まえて、下記(3)に関し、適宜、支援及び指導・是正を行う。

(3) 校長は、「学校の部活動に係る活動方針」の策定に当たっては、市教育委員会が策定した方針に則り、休養日及び活動時間等を設定し、公表する。また、各部活動の活動内容（週間・月間・年間予定）を把握し、適宜、指導・是正を行うなど、その運用を徹底する。

#### 4 生徒のニーズを踏まえたスポーツ環境の整備

ア 市教育委員会及び校長は、生徒のスポーツ、文化及び科学等の活動の環境を充実する観点から、学校や地域の実態に応じて、地域のスポーツ団体、文化団体等との連携、保護者の理解と協力、民間事業者の活用等による、学校と地域がともに子供を育てるという視点に立った環境整備に努める。

#### イ 外部指導者の活用

教育委員会は、部活動の指導の補助について、外部指導者を積極的に活用することにより、部活動の充実を図る。

#### 5 学校単位で参加する大会・コンクール等の見直し

ア 校長は、自校の部活動が参加する大会やコンクール等の把握に努め、本方針を踏まえ、大会参加の教育上の意義や生徒及び部活動顧問の負担が過度とならないことを考慮し、参加する大会・コンクール等について指導する。

イ 市教育委員会は、休業日に開催される様々な大会・コンクール等に参加することで生徒や部活動顧問の過度な負担とならないよう、運動部や文化部が参加する大会・コンクール等の全体像を把握に努める。なお、大会等については、中学校体育連盟や市の競技団体と連携して見直しに努める。

ウ 校長が生徒の大会参加を承認する際に、開催地が遠方のため、宿泊を必要とする県大会または同等以上の大会については、「朝霞市小、中学校体育・文化活動選手等派遣費補助金交付要綱」に沿って、適正な手続き・申請を行うこと。（開催地での練習等の目的で、開催日の前々日に現地入りするなどは認めない。）

#### 6 部活動の加入について

部活動は、中学校学習指導要領（平成29年改訂平成33年度全面実施予定）第1章総則第5 学校運営上の留意事項 1 教育課程の改善と学校評価、教育課程外の活動との連携等において、『生徒の自主的、自発的な参加により行われる』とある。本市における生徒の部活動への加入については、**希望加入制**とする。

ただし、スポーツや文化、科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等、学校教育が目指す資質・能力の育成に資するものであることから、積極的に参加を促すものとする。

## 7 事故防止

### (1) 熱中症事故防止

校長、部活動顧問は、環境省による熱中症暑さ指数（WBGT）を参考にし、WBGT指数が高い場合や気温が35度以上となる場合には、活動の変更・中止等適切かつ柔軟な対応をとること。また、気温が35度未満の場合であっても、湿度が高い場合や日差しが強い場合には、こまめに水分補給をとらせたり、日陰や屋内の冷房の効いた部屋等で休養をとらせたりするなど、十分な対策を行うこと。

### (2) 自然災害

台風、雷、竜巻、雹、集中豪雨等の自然災害については、学校の危機管理マニュアルに則り、生徒の安全を第一に対応する。なお、大会においては、大会規定によるものとする。

### (3) 校外活動における事故防止

ア 部活動顧問は、実施日や実施時間、活動場所、引率方法などを校長に伝え、校長は、その状況を把握する。

イ 部活動顧問は、校外の活動場所への移動の引率責任者であることを認識し、安全指導を徹底する。

ウ 部活動顧問は、校外の活動場所への移動手段として自転車を利用する際、保護者に対して、生徒が自転車保険（賠償責任補償付き保険）に加入していることを確認する。

エ 部活動顧問は、生徒の移動手段においては、天候や人数等を考慮し、適切な方法を考えること。なお、移動手段を自転車とする場合は、道路交通法が一部改正（令和5年4月1日施行）されたことに伴い、全ての自転車利用者を対象として、自転車ヘルメットの着用を努力義務とする。

## 附 則

この方針は、平成31年1月1日から施行する。

この方針は、令和5年10月1日から一部改正する。

この方針は、令和6年〇月〇日から一部改正する。



朝教委指発第 号  
令和 6 年 月 日

朝霞市立中学校長 様

朝霞市教育委員会教育長  
二見 隆久

「朝霞市立中学校における部活動の方針」の一部改正について  
(通知)

「朝霞市立中学校における部活動の方針」につきましては、一部改正した第2版を令和5年10月1日から運用しているところです。しかしながら昨今の市内の部活動の在り方については、再度早急に見直しが必要であると判断し、市としてさらに一部を改正することとしました。

つきましては、貴職下教職員及び保護者へ周知するとともに、本方針に沿った望ましい部活動運営となるよう適切に管理願います。

記

- 1 送付物
  - ・保護者宛て文書（裏面は部活動リーフレット）
  - ・朝霞市立中学校における部活動の方針
- 2 留意点 管理職から教職員へ方針の一部改正を伝達する。
- 3 改正点
  - ①合宿の原則禁止について
    - ※方針「3 適切な休養日の設定」(1)に追記
  - ②生徒の大会参加の承認について
    - ※方針「5 学校単位で参加する大会・コンクール等の見直し」に追記
- 4 その他
  - ・電子データを送付しますので、活用願います。
  - ・保護者宛て文書及びリーフレットを各校で印刷して保護者へ配付願います。

担当：教育指導課 蛭原・遊馬
電話：048-463-2884
FAX：048-467-4716

令和6年 月 吉日

朝霞市立中学生保護者 様

朝霞市教育委員会教育長  
二見 隆久

「朝霞市立中学校における部活動の方針」の一部改正について  
(通知)

春寒の候、皆様には、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。  
市の方針につきましては、一部改正したものを令和5年10月1日から運用しているところですが、今後の市内部活動の在り方について、より望ましい部活動運営をしていくために、下記のとおり改正することいたしました。  
保護者の皆様には、改正の趣旨をご理解いただき、ご協力くださいますようお願いいたします。

記

- 1 改正点
  - ①部活動に係る泊を伴う校外活動（合宿）について
    - ・原則として行わない。
    - ・保護者等主催のものであっても原則として行わない。
    - ・外部団体の実施する合宿等に参加する場合には学校が把握できるよう報告をする。
  - ②生徒の大会参加について
    - ・開催場所が遠方のため、宿泊を必要とする県大会または同等以上の大会に参加する場合、開催地での練習等の目的で開催日の前々日に現地入りするなど認めない。
  - ③改正の時期について
    - ・令和6年〇月〇日より運用する。
- 2 趣 旨
  - ・部活動の趣旨が「生徒の自主的・自発的な参加により行われるものであること」を踏まえ、朝霞市では部活動に係る泊を伴う校外活動（合宿）を原則行わないこととしました。
- 3 その他
  - 裏面のリーフレットをご参照ください。

# 朝霞市立中学校における部活動方針の一部を改正しました

令和6年〇月 朝霞市教育委員会



朝霞市では、「朝霞市部活動の在り方検討会議」を設置し、生徒が生涯にわたってスポーツや文化に親しみ、豊かな生活を実現する基盤となる部活動の在り方について定期的に論議し、「朝霞市立中学校における部活動の方針」を策定しています。

## 部活動って何？



- ・部活動は、生徒の自主的、自発的な参加によって行われます。
- ・部活動は、生涯にわたり、スポーツや文化を親しむための基礎・基本を身につけます。
- ・部活動は、同じ目的をもった人たちが互いに技能や知識を高め合い、社会性を身につけます。



## 【休養日】

★週2日以上（長期休業日を含む）の休養日を設けます。

※平日は、少なくとも1日以上、週休日（土日）も少なくとも1日以上を休養日とします。  
休養日が確保できなかった場合には、他の日に休養日を振り替えます。

★学校閉庁日（お盆、正月）は、休養日となります。

★長期休業日（夏・冬）は、連続した1週間程度の休養日を設けます。

### ■活動の例外について

- ・校長の承認により年4回の大会及びコンクールにおいて、その開催日の前2週間に限り（定期テスト前の部活動停止期間は除く）規定によらず活動することができます。  
ただし、1週間の活動時間の上限を16時間程度とします。
- ・上位大会に出場した部活動は、校長の承認により規定によらず活動することができます。

## 【活動時間】

★平日は、2時間程度の活動とします。（朝練習は含まない）

★休日（祝日・長期休業日を含む）は、3時間程度の活動とします。

## 【部活動への加入】

★希望加入制とします。

※スポーツや文化、科学等に親しみ、生涯スポーツ・学習の基礎となることから、積極的に部活動に参加しましょう。

## 【朝練習】

★原則行わない。

### ■朝練習の例外について

- ・校長の承認により年2回の大会（学総・新人戦）及びコンクールにおいてその開催日の前2週間に限り（定期テスト前の部活動停止期間は除く）規定によらず活動することができます。  
ただし、平日に行う場合は、1週間に1日以上（1日）の休養日設けます。

## 【自転車使用時】

★ヘルメット着用を努力義務とする。

## 【合宿】

★原則行わない。（保護者等主催のものも同様）

★外部団体主催のものは、校長が確実に状況を把握する。（保護者は事前に報告をする）



令和6年〇月より運用開始！